

V. R. F. Series

No.457

Mar. 2010

中国とミャンマーの国境貿易に関する研究

畢世鴻

日本貿易振興機構 アジア経済研究所

INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES, JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

要 約

中国とミャンマーは、2000年以上の交易の歴史を有している。中緬両国関係は、ミャンマー軍事政権が1988年に国家政権を掌握して以来、かつてないほどに強固なものとなった。ミャンマー軍事政権は、欧米諸国の経済制裁を受ける厳しい国際環境のなかで、ビルマ式社会主義政策の放棄を宣言し、外国投資法を制定して対外開放政策を推進して、中国との貿易関係の拡大に成功した。中国政府は、ミャンマーへは内政不干涉政策を取り、ミャンマーとの貿易関係を積極的に推進したのである。ミャンマーにとって、中国との国境貿易は、ミャンマー経済の生命線となりつつあるといえる。

中国とミャンマーの歴史的な貿易関係については、2000年前の前漢時代、既に四川から雲南を経てミャンマー通じる交易路である「蜀身毒道」が発達しており、今日では、通称の「西南シルクロード」として知られている。中緬国境貿易が長い間展開されていた過程で、数多くの中国人はミャンマーに移住し、ミャンマーにおける華人または華僑に変身し、ミャンマー人から「胞波」と呼ばれるようになったのである。現代史上では、太平洋戦争前に建設された中国とミャンマーを結ぶ「援蒋ルート」と日本語呼称される道路や戦争中に造られたガソリン用パイプラインなど戦略的ルートがあった。

1950年、中緬両国は外交関係を確立した。1953年、中緬国境貿易が公式に発足された。1960年1月、中緬両国政府は、国境条約を締結し、国境線の画定を成功させた。中国にとって、ミャンマーが中国との間に国境問題を円満に解決した最初の隣国である。しかし、1960年代半ばから1976年代後半までの間は、中国が文化大革命期間中にあった。中国共産党は、ミャンマー最大の反政府勢力を誇ったビルマ共産党を支援し続ける経緯があった。一連の緊迫した状況下、中緬国境貿易は数多くの制限を受けて、中断されざるをえなかった。一方、ミャンマーでは、法律上、国境貿易が禁じられていたが、事実上、ミャンマー政府が黙認した形での密輸は行われていた。ミャンマー国内のあらゆる消費市場では、中緬国境地域を通じて密輸入された各種の中国製品が多くある。

1979年、中国政府は、改革開放の実施を宣言し、国境貿易を含むミャンマーとの経済関係の発展に踏み込んだ。中緬国境地域では、全国に率先して国境貿易が復活した。1984年、中国政府は、国境貿易を合法化させるようになった。ミャンマー政府から国境貿易

として認められないにもかかわらず、国境線を挟む中国側の対ミャンマー国境貿易は、一気に拡大されてきた。1985年、中国は、ミャンマーに対して国境貿易を含む両国の貿易再開を提案した。1988年、ミャンマーと雲南省は国境貿易協定を締結した。ミャンマーは、中国への過度な依存には慎重であるが、中国との連携強化を通じて開発資金の流入を図り、経済活動を活発化させる思惑を有している。

こうして、1980年代以来、中国とミャンマーの二国間関係は、イデオロギー対抗の要素は明らかに低減し、かつて長く存在したビルマ共産党問題などの阻害要素を乗り越えて、経済的な要素および国益重視の方向へウエートを移していった。これにより、中緬貿易関係に関わる政治基盤はさらに安定的に強化された。さらに、1990年代後半以来、中国は海外進出とりわけインド洋への進出に大きな力を入れ始めている。それゆえ、中国の隣国でありかつ中国と相互補完関係を有するミャンマーは、必然的に中国の理想的な経済協力のパートナーとなっている。

しかし、1990年代初期における上記一連の規制緩和を受けて、中緬国境貿易には一連の問題点が現れてきた。これにより、1994年、中国政府は、税制の見直しなど、各省・自治区でばらばらであった国境貿易政策を統一した。企業の税負担は一段と高くなり、国境貿易離れの現象が起きている。1996年以後、ミャンマー政府も国境貿易を規制し始めた。ミャンマー政府は、輸出禁止品目を拡大し、輸入商品の輸入関税を引き上げ、米ドル決済の増加を要求し始めた。加えて、1997年東南アジア経済危機の発生などにより、中緬国境貿易額は大幅に下落した。

1999年に入ると、中国政府は、西部地域と沿海地域の経済的な格差を縮小させるため、「西部大開発」戦略を展開した。この大号令を受けた雲南省は、地の利を得て、対ミャンマー国境貿易の一層の強化を展開することになった。1999年からは、中国政府は、国境貿易の持続可能な発展を促すため、一連の新たな優遇政策を実験的に打ち出し、中緬国境貿易は徐々に回復軌道に乗ってきた。2000年、中緬両国政府も共同声明を発表し、国境貿易を絶えず強化することを強調した。

2001年からは、WTO加盟を果たした中国は、段階的に輸入関税率を引き下げてきた。2002年、中国とASEANは、全面的経済協力枠組協定に調印した。その後、ア－リー・ハーベスト・プログラムによる関税引き下げ、一部商品に対する特惠税率などの導入により、ミャンマー産輸入商品のうち、約90%の品目は中国による一方的なゼロ関税の対象になった。そのため、2001年以降、ミャンマーからの輸入における国境貿易の割合は、

顕著な上昇が観察される。

一方、21世紀に入り、人民元の自由化を図る動きが活発に見られるようになってきている。その先頭に立ち、実際に人民元が貿易決済に使用されているミャンマーが中国の視野に入ってきた。ミャンマー政府としても、密輸を撲滅する観点から、中国側の銀行振替決済システムに対して賛同の意を表明した。2009年、中緬両国金融当局者は、国境貿易の決済を迅速化させるため、銀行システムを利用することで合意した。

2000年、雲南省政府は、ミャンマーのムセ市に隣接する瑞麗市の姐告において「姐告国境貿易区」を設立し、保税區並みの優遇政策を提供し、全国に先駆けて「境内関外」管理モデルを実施した。これにより、中緬国境地域では、姐告にある瑞麗国境ゲートは最も大きな国境ゲートとなっている。これに合わせて、ミャンマー政府は2006年、ムセを自由貿易区とし、輸出入手続きを効率化し、貿易振興をはかった。ムセ自由貿易区はミャンマーにおける最大規模かつ政策的に最も優遇された対外貿易区となっている。

中緬国境貿易は、雲南省とミャンマー国境地域の経済と社会の発展、そして中緬両国の善隣友好関係の深化に対して積極的な役割を果たしている。中緬国境貿易はミャンマーと雲南省の対外貿易において大きな比率を占めている。国境貿易に参入する雲南省企業の規模が絶えず拡大している。国境貿易は中国商品のミャンマー市場開拓に重要な役割を果たしている。また、中国にとっては、ミャンマーが重要な一次産品の調達先になりつつある。国境貿易を通じて、中緬両国国境地域の経済と社会発展にも貢献した。

しかし、中緬国境貿易に関していくつかの問題点も明らかになってきた。東アジア域内の相互依存が深まるマクロ経済環境のなか、中緬国境貿易は、優位性を失い、次第に通常貿易に融合される可能性が十分にある。国境貿易に関する中緬両国政府にはそれぞれの思惑があり、両国の政策変動はしばしばある。また、両国間のアンバランスな国境貿易関係は、両国関係にも悪影響を及ぼしかねない。国境貿易企業は、貿易の取引を中止させることがしばしばある。中緬両国とも、国境管理関連部門の足並みは揃えられておらず、企業の情報システムとも接合されていない。交通インフラ整備の遅れは、すでに中緬国境貿易の発展を阻害するボトルネックになっている。さらに、非伝統的安全保障問題は、中緬国境貿易の発展に重大な影響を与える可能性が予測されるのである。

中緬国境貿易の現状および問題点から見れば、中緬国境貿易は両国政府による頻繁な政策変動の影響を受けているものの、従来のバーター貿易から国境地方間貿易と国境地域経済技術協力などの分野へ、そのカテゴリーが次第に拡大しつつある。また、国境貿

易との貿易方式を完全に無くすのは、現実的には困難だろう。中緬両国の国境貿易は規模とレベルにおいて、なおいっそう発展する余地がある。中国から国境貿易を通じて輸入される大量かつ安価な商品の供給がなければ、ミャンマー経済の発展は悲観的なものになるだろう。

中緬両国は、国境貿易の持続可能な発展に対応して、下記の各分野に着手することが考えられるのである。まず、両国は異なる資源の特質、経済構造と産業技術のレベルに応じて、国境貿易関係を拡大する。中緬両国の貿易自由化を促進し、越境制度の障害を取り除き、国境地域における貿易・投資・経済技術協力を円滑化させている。中国からミャンマーに対する産業のシフト、下請け発注等の形態も今後拡大する可能性が生じてくる。これをもって、中緬国境地域の産業レベルを平準化できよう。かくて、雲南省における陸路の利便性を十分に発揮し、ミャンマーとの国境貿易を拡大する。雲南省は、最終的には、昆明―マンダレー―ヤンゴン経済回廊建設を構想している。

中国は、今後も、地政学的な立場からミャンマーを重要視し、ミャンマーに関わる国内・国際情勢を慎重に探りながら、ミャンマーとの協力関係を発展させ、対ミャンマー国境貿易をさらに拡大していくことは推測に難しくない。また、将来には、中緬国境地域におけるインフラ整備などの完成を受けて、新たな国境経済圏が形成することも予測される。

目 次

はじめに.....	1
第1章 国境貿易の概念の変遷.....	4
第2章 中緬の歴史的な二国間交易・貿易関係.....	7
2.1 中華人民共和国成立前の中緬貿易関係.....	7
2.2 1949－1979年の中緬国境貿易.....	10
第3章 1979－1998年の中緬国境貿易.....	15
3.1 中緬国境貿易の回復期（1979－1984年）.....	15
3.2 中緬国境貿易の急速上昇期（1985－1995年）.....	18
3.3 中緬国境貿易の調整期（1996－1998年）.....	27
第4章 1999年以来の中緬国境貿易.....	30
4.1 西部大開発・CAFTAと中緬国境貿易の相関関係.....	30
4.2 人民元決済の承認.....	35
4.3 国境貿易区から国境自由貿易区へ.....	38
第5章 中緬国境貿易の成果および問題点.....	45
5.1 中緬国境貿易の成果.....	45
5.2 中緬国境貿易が直面する諸問題.....	50
おわりに.....	59
付 表.....	63
参考文献.....	66
中緬国境地域周辺地図.....	70
あとがき.....	71
著者紹介.....	72

はじめに

中国とミャンマー¹（以下は「中緬両国」という）は、2000年以上の交易の歴史を有している。1950年の国交樹立以来、中国とミャンマーはお互いを「胞波」（ミャンマー語でパウッポーと言い、同胞・親戚の意味を指す）と呼び合う関係にある。中緬両国首脳は、1954年6月、共同で「平和五原則」²を提唱した。次いで、両国は、1960年1月、国境条約を締結し、2160kmにおよぶ国境線の画定を成功させて、両国国境地域の平和と安定を確立させた。中緬国境は、雲南省と接する1997kmおよびチベット自治区と接する163kmの国境線から構成される。しかし、ミャンマーとチベットとの国境地域は、大半がヒマラヤ山脈をなす無人地域であるため、ヒトとモノの往来はほとんどない。これに対して、雲南省は、怒江リス族自治州（怒江州、Nu Jiang）、保山市（Bao Shan）、徳宏タイ族・ジンポウ族自治州（徳宏州、De Hong）、臨滄市（Lin Cang）、普洱市（Pu Er）、西双版纳タイ族自治州（シーサンバンナ州）の6つの自治州・市（17の県と県クラス市³）とミャンマーのシャン州、カチン州とが国境を接している。中緬両国の貿易関係発展を考察する際に、この地の利に恵まれた雲南省は、その他の省・自治区の追随を待たない地政学的位置にある。

中緬両国関係は、ミャンマー軍事政権⁴が1988年に国家政権を掌握して以来、かつ

¹ 1989年6月、ミャンマー政府は、国名の英語表記を、Union of BurmaからUnion of Myanmarに改称した。国連と関係国際機関は、「ミャンマー」に改め、日本政府も日本語の呼称を「ミャンマー」と改めた。本論では、この呼称に従うこととする。また、固有名詞を除き、軍政開始前の国名も「ミャンマー」と表す。

² 「平和五原則」は、領土主権の相互尊重、相互不可侵、内政不干渉、平等互惠、平和共存という5項目からなる。これは、中国の周恩来総理とインドのネルー首相との間でも、1954年6月に発表された共同声明のなかで合意したものである。

³ この17の県・県クラス市の名称については、北から南までは、貢山県、福貢県、瀘水県、騰衝県、盈江県、隴川県、瑞麗市、潞西市、龍陵県、鎮康県、耿馬県、滄源県、西盟県、孟連県、勐海県、景洪市、勐臘県である。

⁴ 1988年8月、ミャンマー軍事政権が国家法律秩序回復評議会（State Law and Order Restoration Council: SLORC）を設立した。SLORCによる当時の対外開放経済政策は、ミャンマーの経済成長を一時促進した。かつ、1997年7月、ASEANに加盟したことによって、ミャンマーは名実ともに東南アジアの一員になった。これを受けて、SLORCは1997年11月に解散し、新たに国家平和発展評議会（State Peace and Development Council: SPDC）を設立した。

てないほどに強固なものとなった。ミャンマー軍事政権は、欧米諸国の経済制裁を受ける厳しい国際環境のなかで、ビルマ式社会主義政策の放棄を宣言し、外国投資法を制定して対外開放政策を推進した。その結果、ミャンマーは、中国、インド、タイ、シンガポール、マレーシアといった近隣諸国との貿易関係の拡大に成功した。一方、中国としては、改革開放政策の実施以来、最優先課題である国内経済発展に不可欠な安定した周辺の国際環境を構築し維持する必要がある。とりわけ 1989 年の天安門事件以後、欧米諸国から制裁を受けた中国は、外交の難局を打開しなければならなかった。そのため、同様な難題を抱えるミャンマーとの友好関係を維持することは、中国政府にとって重要な課題であった。また、ミャンマー国内の長期的な安定情勢を維持できることは、中国の経済発展にとってもプラスになる。さらに、中国は、東南アジア・南アジア・東アジアの接点にある政治的・経済的・軍事的戦略上におけるミャンマーの地政学的重要性を認識した。これは中国政府がミャンマー軍事政権を世界で最初に承認した背景だといえる。中国政府は、ミャンマーへは内政不干涉政策を取り、ミャンマーとの貿易関係を積極的に推進したのである。これを契機に、中緬両国の貿易額が急速に拡大している。そのなか、国境貿易は、中緬両国貿易の基軸として、両国国境地域の経済と社会の発展において重要な役割を果たしている。とりわけミャンマーにとって、中国との国境貿易は、ミャンマー経済の生命線となりつつあるといえる（Kudo [2006:12]）。

しかし、これまで中緬両国の国境貿易（以下は「中緬国境貿易」という）については、その概略または断片的に限って論じられてきたものの、その全容を究明する論述は少なかった。これは、ミャンマーの軍事政権および少数民族武装勢力などのデリケートな問題に絡み、その全容の究明または詳細な資料と貿易統計データのアクセスが制限されていることと無関係ではない。それにもかかわらず、ミャンマー経済における国境貿易の重要性および中国にとって対ミャンマー関係の重要性に鑑みて、本研究では、中緬両国の政治・経済関係の変化を考察しながら、中緬国境貿易の全体図を明

らかにしたい。分析に際して、まず両国の歴史的な交易関係を回顧する必要があるだろう。加えて、中緬両国政府の政策変化が如何にして国境貿易に影響を与えるかについても詳しく分析する必要がある。そのため、本論の構成を下記のとおりとする。まず第1章では、現在中国国内における国境貿易の概念を明らかにする。第2章では、中国の改革開放を実施する1979年以前の二国間交易・貿易関係を述べる。第3章と第4章では、両国政府の政策変動を把握しながら、1979年以来の中緬国境貿易の歩みを分析する。第5章では、中緬国境貿易の成果と問題点などを整理する。最後に、問題解決のための両国が取るべき対策を論じながら、今後の中緬国境貿易を展望したい。未だ不十分な描写と分析に留まるものであるが、今後の更なる調査・研究の役に立つように、できるだけ多くの情報を整理・提供したい。

第1章 国境貿易の概念の変遷

中国において国際貿易の形態を考察する場合、沿海地域、内陸地域、国境地域それぞれの貿易形態が画一的でない特徴がある。特に、国境貿易の概念については、時代とともに、その認識は変化してきた。

1980年代の経済用語を解説する権威である『経済大辞典』によれば、国境貿易とは、両国の国境地帯で行われる一種の貿易を指す。その形式は2つある。第1は、国境小額貿易である。これは、国境住民による互市貿易（以下は「互市貿易」という）ともいわれ、隣接する両国では、国境線から15km離れる範囲内で、国境住民が定められた場所と金額に従って行った貿易活動である。国境小額貿易に従事する担い手は、関税の減免と通関手続きの簡素化などの優遇政策を享受できる。規定範囲外の如何なる団体と人は、この貿易活動に参加してはならない。第2は国境地方政府間貿易である。これは、国から許可を得た貿易機関が現地で生産された商品を隣国の国境地域との間で行う貿易活動である。取引される商品は国境省・自治区で生産されるまたは必要とされる商品でなければならず、国境省・自治区以外の内地において商品の売買を行ってはならない（郭今吾 [1986:652]）。

しかし、1990年代に入ると、国境貿易のカテゴリーが拡大された。その代表的な解説は次のとおりである。国境貿易とは、隣接する国家の国境地域と国境住民の間で行われる商品交易活動を指す。その内訳には、互市貿易⁵、国境小額貿易⁶、国境地方政

⁵ 1996年4月1日に発効した『国務院による国境貿易関連問題の通達』（国発[1996]2号）と『国境小額貿易および国境地域対外経済技術協力管理規則』（外経貿政発[1996]第222号）の規定によると、互市貿易とは、国境住民が国境線からの20km以内で、政府から許可された国境ゲートまたは市場で、規定される金額または数量を超えない範囲内で行う商品取引活動を指す。しかし、実際の運用では、中国内地の国民は、国境観光という形で（パスポートを使用せずに国境通行証を使用）隣国の国境地域に出入りすることができ、さらに国境ゲートまたは互市市場で商品を購入することもできる。

⁶ 1996年4月1日に発効した『国務院による国境貿易関連問題の通達』（国発[1996]2号）と『国境小額貿易および国境地域対外経済技術協力管理規則』（外経貿政発[1996]第222号）の規定によると、国境小額貿易とは、許可を得て国境小額貿易経営権を有する中国国境地域の企業が、国の指定する陸地国境ゲートを通じて隣国国境地域の企業またはその他の貿易機関との間で行う貿易活動を指す。

府間貿易および国境地域経済技術協力⁷と科学技術交流活動が含まれた。国境貿易は、主権国家対外貿易活動における不可分かつ重要な内容であり、隣接国家間に特有の貿易活動でもある（李茂興・施本植 [1992:4]、于国政 [1997:4]）。

上記の国境貿易に関する解説の変化を見ると、時代の変遷によって、国境貿易の概念と地理的範囲が確実に拡大されており、貿易規模と貿易の担い手も増加している。これを背景に、現代社会の国境貿易は、伝統的な国境貿易に比べて大きく変わってきた。1980年代の計画経済時代に提示された概念は、国境貿易の現状を的確に反映できなくなっている。市場経済に突入した現在の時代、1990年代に出された上記2番目の解説が、中国の国境貿易の現状をより正確に反映できるようになっているといえよう。

通常国際貿易と比べて、国境貿易は次のような特徴を有する。第1は、貿易の地域性または局地性である。すなわち国境貿易が隣接する国家の国境地域で行われなければならない、両国が隣接することは国境貿易が行われる重要な要素である。第2は、相互的選択性である。国境貿易が行われる国境ゲートは、国内通商と対外貿易の二重の機能を有しており、国内市場と外国市場に同時にアクセスすることが可能である。第3は、国境貿易は商品の取扱量と貿易額が小規模であり、ローレベルである。中国の国境地域は、隣国の国境地域と同様に経済的な後発地域に属し、主には国境民間貿易と互市貿易を通じてバーター貿易を行うことである。国際貿易に比べて、国境貿易のレベルは低く、かつ影響範囲も限られている。第4は、国境地域における民族構成の特性がある。中国の国境地域では、多くの少数民族が古代から長く居住している。同じ民族が中国と隣国の国境線にまたがって居住しており、国境貿易の発展に大きな役割を果たしている⁸。第5は、特別な政策性である。詳細は後述するが、通常国際

⁷ 1996年4月1日に発効した『国務院による国境貿易関連問題の通達』（国発[1996]2号）と『国境小額貿易および国境地域対外経済技術協力管理規則』（外経貿政発[1996]第222号）の規定によると、国境地域経済技術協力とは、対外貿易経済合作部の許可を受け、対外経済技術協力経営権を持つ中国国境地域の企業が、中国と隣国国境地域において工事請負と派遣労働のプロジェクトを行うことを指す。

⁸ 中国では、雲南省は、国境にまたがる民族(越境民族)が最も多く居住している省である。雲南省とミャンマー、ラオス、ベトナム3カ国との4060kmにわたる国境線を挟んで、16の少数民族が古代から居住している。そのうち、中緬国境地域では、タイ族(シャン族)、ミャオ族(モン族)、ヤオ族、ハニー族(アカ族)、ジンポウ族(カチン族)、ラフ族(ラフ族)、ワー族(ワ族)リスー族(リスー族)、ヌー族、アチャン族、トーロン族、ドアン族(パラウン族)、克木人など、少なくとも13の民族が国境を跨って居住している(括弧内はミャンマー国内の名称)。

貿易に比べれば、国境貿易においては特別な優遇政策が実施されているため、国境貿易に存する地理的および金額的な制限などの欠陥を補完することが可能である。様々な優遇政策が実施されることは、少数民族が居住している国境地域における国境貿易の拡大と社会の安定に積極的な役割を果たしている。第6は、分散性と遅滞性である。国際貿易に比べると、国境貿易の歴史は古い。しかし、自然条件、交通輸送などの制限を受けているため、国境貿易の取引場所は経済の中心地から遠く離れ、かつ分散しており、その発展は国内通商と国際貿易から大きくリードされている。第7は、相互補完性である。国境貿易は国際貿易と異なるカテゴリーに属し、施行される諸政策なども異なるため、互いに代替できないが、相互補完は可能である。例えば、国境貿易を通じて輸入される原材料または一次産品は、加工されて付加価値の高い商品に変容して、国際貿易を通じて他国に輸出されるケースが多い(張麗君・王玉芬[2008:45-47])。

第2章 中緬の歴史的な二国間交易・貿易関係

2.1 中華人民共和国成立前の中緬貿易関係

中国とミャンマーは、地理的に隣接しており、古代から交易関係を行ってきた。中国とミャンマーの歴史的な関係については、雲南省が置かれている地政学的な関係が大きい。2000年前の前漢時代、既に蜀（現在の四川省）から雲南を経てミャンマー通じる交易路である「蜀身毒道」が発達しており、今日では、通称の「西南シルクロード」として知られている⁹。西暦69年、倭の奴の国王に金印を授けた後漢の明帝は、現在の雲南省保山市において「永昌郡」を設置し、西南シルクロードの確保に成功し、対ミャンマー貿易の拡大に尽力した。西暦94年から、現在のミャンマー領内にあるいくつかの集落とクニは、西南シルクロードを利用して中国との朝貢貿易を行ってきた。5世紀前後の中国南北朝時代、永昌郡は中緬貿易と人員往来の拠点となり、ミャンマー産の翡翠、琥珀、ルビーなどの珍宝が国境貿易を通じて中国内地に売買され、中国人に好まれていた。また、ミャンマー産の貝も、雲南省で長い間貨幣として使われていた。

明代の朱孟震が著した『西南夷風土記』の記述によると、13世紀以後の元朝時代には、中緬国境貿易は一層繁栄したとされている。元の朝廷は、雲南において「雲南行省」を設置し、現在の雲南省西部とミャンマー北部を含む広大な地域において「土司制度」¹⁰を実施し、間接的統治を行っていた。また、西南シルクロード沿道では、数

⁹ 例えば、司馬遷が著した『史記-西南夷列伝』の記述によると、後にシルクロード（西域ルート）開拓者であると位置づけられる張騫は、匈奴対策として、月氏との軍事同盟結成のために、漢の武帝の命を受け紀元前139年、月氏国に使いするために西に向かった。そして帰途も苦勞の末、紀元前126年に長安に帰国した。張騫は、大夏（バクトリア、現在のアフガニスタン地方）にいた時、蜀（四川）の竹の杖と布を当地で見、大夏の商人が、身毒（インド）でそれらの商品を買った見識を武帝に報告した。張騫は、武帝に対して四川から雲南とミャンマーを経てインドに通じる貿易ルートの拡大を建言した。これを受けて、四川、雲南とインドをつなぐ西南シルクロード絶えず利用されるようになったのである。後に、西南シルクロードが西域のシルクロードより少なくとも400年以上早く開通されたことが明らかになった。

¹⁰ 土司は、元代以降、中国国内の少数民族の支配者が個別に中央王朝と交際し、州・県の知事職や、衛所制にそった軍事指揮官の称号を受けた者たちを指す。清においては、さらにこれらを区分し、軍事指揮官の称号を受けた者たちを土司、州・県の知事職を受けた者たちを土官と呼ぶ。なお、土司・土官における「土」とは土着の意で、先祖伝来の所領において世襲でポストに着いていたことを表す。

多くの「駅伝」が設置され、大理（Dali）を中心として、永昌、騰越（現在の騰衝、Teng Chong）などの国境貿易の拠点は繁栄した。当時、貿易における中国側の輸出品は、主にはシルク、金、銀、馬などであるが、ミャンマーからの輸入品は、象牙、犀の角、翡翠、ルビー、貝などがメインである。これにより、中緬両国の商人も頻繁に往来していた。明代（14－17 世紀）には、江頭城（現在のバモー、Bhamo）では、「大明街」というチャイナタウンが造られ、福建、広東、江西、四川からの商人とその家族が数万人も住んでいた。貿易品目としては、塩、綿布、茶、紙、フェルト、陶磁器、はさみ、爆竹、胡桃、傘など雲南省の特産物がミャンマーに多く輸出された。ミャンマーとしては、綿花を中国に輸出して塩を輸入するのが最も多かった。

清代（17－20 世紀初期）とりわけ 19 世紀に入ると、中緬国境貿易は一つの高潮期を迎えた。中緬両国の間には、主要な陸上貿易ルートは少なくとも 6 つあり、そのなかの 5 つのルートは、現在の騰衝、龍陵（Long Ling）、盈江（Ying Jiang）からミャンマーのカチン州とシャン州に入り、その他の一つのルートは、現在の普洱市とシーサンバンナー州を通じてミャンマー・シャン州のチャイントン（Kengtung）とつながる。両国の商人は、中国の銅器、鉄具、シルク、紙、扇子、傘、水銀、果物を馬でミャンマーに運び、ミャンマーから綿花、翡翠、象牙などを輸入した。イギリス領インド植民地当局の統計によれば、19 世紀 20 年代には、ミャンマーから雲南に輸出された綿花は、年間 22.8 万ポンドを超え、その数量は少なくとも 5000 トンであった（賀聖達 [1992:214]）。

さらに、明と清の時代には、中国は、ミャンマーからの使者と商人を接待するため、京城（現在の北京）と昆明（Kun Ming）でそれぞれ「緬甸館」（ミャンマー館）と「緬宇館」を設置し、ミャンマー人を招聘して、朝貢貿易の取引、ミャンマー語の教育および翻訳などに尽力し、両国文化と経済交流のために貢献した。中緬両国が国境貿易を長い間展開していた過程で、数多くの中国人はミャンマー各地に移住し、ミャンマーにおける華人または華僑に変身した。彼らの多くは、商売、鉱山開発などの職業に従事し、移住地の経済発展と中緬国境貿易の発展に貢献し、ミャンマー人から「胞波」

と呼ばれるようになったのである。

19世紀に入ると、イギリスは、3度の英緬戦争¹¹を通じてミャンマーを支配下に置いた。さらに、1886年6月には、イギリスは北京にて中国清朝との間に「英清ビルマ条約（ビルマに関する条約）」を締結し、ミャンマーにおける事実上の主権を、元々事実上の宗主国であった中国に認めさせた。その後、イギリスは中国との間に一連の条約を締結し、イギリス産またはミャンマー産の商品を中緬国境の陸路を通じて、ゼロ関税で中国に輸出することに成功した。他方、イギリス植民地当局も、塩を除き、中国産の商品が陸路でミャンマーに輸入された際にゼロ関税の優遇措置を取った。その結果として、中緬国境貿易は大きく促進された。

現代史上では、太平洋戦争前に建設された中国とミャンマーを結ぶ「援蒋ルート」¹²と日本語呼称される道路や戦争中に造られたガソリン用パイプライン¹³など戦略的ルートがあった。これらは、いずれも中国とミャンマーが隣接して密接な関係を有している事を表している。1937-1940年、中緬年間平均貿易額は855.8万ルピーであり、ミャンマー対外貿易総額の1.05%を占めていた。同時期、中国の対ミャンマー輸出額が中国輸出総額の0.79%を占めており、対ミャンマー輸入額が中国輸入総額の1.6%を占めていた（Hsiao Liang-lin [1974:139]）。1942-1945年の間、日本軍がミャンマー

¹¹ 1824年にイギリスが第1次英緬戦争を發動させ、ミャンマー攻撃を開始し、1826年にヤンダボ条約を結んで、ミャンマーはベンガルを諦めた上、自国の最南部アラカンとテナセリムをイギリスに占領された。1852年、イギリスは第2次英緬戦争を發動し、再びミャンマーに侵攻してペグーを占領し、海に面した下ビルマを自国領に併合した。1885年11月、イギリスはミャンマーの完全支配を目指して3度目の侵攻を開始、翌1886年にはビルマ王がイギリスに降伏し、上ビルマもイギリス領に併合され、イギリス領インドに組み込まれた。一部の将兵がイギリスの占領に反抗して戦闘を続けたが、1890年に完全に鎮圧され、戦争は終結した（第3次英緬戦争）。ビルマ王朝は滅亡し、1886年にイギリス領インドに併合されてその1州となる。

¹² 中国では、当該道路は「滇緬公路」と呼ばれている。当該道路については、1937年11月、雲南省政府は20万人の労働者を投入して着工し、1938年7月、僅か8ヵ月で959kmにわたる道路の工事を完成した。その後、1942年5月から、日本軍がミャンマー（当時はビルマ）全域を支配したため、当該道路は完全に中断されたが、1945年1月、中国軍と連合国軍の反撃で、道路は再開された。その後、当該道路はミッチーナ（Myitkyina）からさらにインド・アッサム州のレド（Ledo）まで延長され、通称「スティールウェル・ロード」で、総延長は1495kmである。開通後、同ルートを通じて運ばれた物資は5万トンを超えた。1945年10月、この道は省みられることなく放棄された。最近、陸上交易路として沿線国の経済発展に役立てるため、中国・ミャンマー・インド3カ国は、「スティールウェル・ロード」の再開に向けて整備作業を進めている。

¹³ 当該パイプラインは、インドのカルカッタ（Kolkata）からミャンマーのミッチーナを経由して雲南省の昆明に至る。その総延長は3000km余りにわたる。1945年4月に全線は開通され、45万トン余りのガソリンが輸送され、1945年11月、終戦を迎えてその使用は停止された。これに関する詳しい論述は、雲南省交通庁公路交通史編審委員会編 [1995:168-170] を参照されたい。

を占領したため、中緬貿易が中断されざるをえなかった。

太平洋戦争後、中緬貿易は復活し、かつ規模もある程度拡大された。ミャンマー側の統計によると、1947-1949年、ミャンマーの対中年間貿易額は4947.8万ルピーであり、ミャンマー対外貿易総額の4.2%を占めており、かつミャンマー側の貿易黒字が続いていた（Central Statistical Office [1951:26-28]）。太平洋戦争前後、中緬貿易の主要品目は、対ミャンマー輸出では、紡績繊維、縫製品、軽工業製品、機械、化学製品などであるが、対ミャンマー輸入では、食料と綿花などである（中国税関総署弁公庁 [2001:36-45]）。これによると、中緬国境貿易の構図は、主には縫製産業をめぐる商品の取引で、すなわちミャンマーから綿花を輸入して、中国で綿花を縫製品に加工した後、再びミャンマーに輸出する形態である。

2.2 1949-1979年の中緬国境貿易

1950年代初期から1960年代半ばまでの十数年間は、中華人民共和国における中緬国境貿易の発足段階ともいえる。1950年6月8日、中緬両国は外交関係を確立した。中華人民共和国が成立した直後、中国政府は対外貿易に関して国による独占経営政策を取り始めたが、雲南省の安定を配慮して、1951年4月、中国政府は、中緬国境地域における国境住民による互市貿易を開放し、中緬両国の国境住民が定められた場所で互市貿易の展開を許可した。しかし、1950-1953年の期間中、中緬貿易関係に大きな変化はなかった。同時期の中国の対ミャンマー年間平均輸出額は87.25万米ドルで、中国輸出総額の0.12%を占めており、対ミャンマー年間平均輸入額は328.25万米ドルで、中国輸入総額の0.32%を占めていた（中国社会科学院 [1994:574]）。これは、当時の中緬両国をめぐる内外情勢と無関係ではないといえる。植民地から独立を実現したばかりのミャンマー指導層には、革命で政権を掌握した中国政府がミャンマー内政を干渉するのではないかとの疑心暗鬼があった。また、朝鮮戦争の勃発を受けて、米国などの欧米諸国は、中国に対して経済封鎖と貿易禁輸の政策を取った。米国政府は、

ミャンマー政府に対して援助と経済協力を提供することの代わりに、中国に輸出される石油と石油関連製品を最小限に抑え、バモーとラショー（Lashio）などの中国に近い国境都市において厳しい貿易規制を行わせることを要求した（雲南省歴史研究所 [1954:13]）。しかし、諸大国から中立志向をもつミャンマー政府は、東西両陣営の隙間において慎重にバランスを取りながら、西側諸国による対中貿易禁輸の方針を総論で賛同する一方、各論では中国との小規模な貿易を維持していた。他方、西側諸国からの封じ込めを受けた中国は、外交の難局打開を最優先させなければならなかった。ヤンゴンには当時中国が西側諸国による封鎖を打破する重要な突破口となった。

1953年に入ると、中緬関係を改善する好機が訪れた。同年、内戦で敗れたミャンマー東北地域の「黄金の三角地帯」（ゴールデン・トライアングル）¹⁴に撤退した中国国民党軍は、ミャンマー反政府勢力のカレン民族防衛軍（Karen National Defense Organization: KNDO）と連合してヤンゴン近郊まで襲撃し、ミャンマー政府に大きな衝撃を与えた（Robert H. Taylor [1973:16]）。国民党軍問題¹⁵を解決するためには、どうしても中国政府の協力が必要とされた。また、1953年には、世界市場における米価の暴落に直面し、世界有数の米輸出国であるミャンマーは、米の在庫が急増し、外貨収入も大幅に減少し、経済危機に陥った。そこで、北京駐在のミャンマー大使は、中国政府に対してミャンマー産米を購入できるかどうかを打診したところ、中国政府から好意的な回答を得た。これを契機に、中緬両国政府は急接近し始めた。

1953年、中国政府からの許可を得て、雲南省政府は、国境小額貿易の管理に対する具体的な規定を公布した。これにより、中緬国境貿易が公式に発足された。1953年の

¹⁴ 黄金の三角地帯とは、タイ、ミャンマー、ラオスの3カ国がメコン川で接する山岳地帯で、ミャンマー東部シャン州に属する。別名「ゴールデン・トライアングル」（Golden Triangle）といい、世界最大の麻薬・覚醒剤密造地帯の一つであった。現在では経済成長や取締強化により、タイやラオスでの生産は減少傾向にあり、逆にミャンマーのシャン州ではいくつかの少数民族勢力が麻薬生産ばかりでなく覚せい剤の製造も行ない、さらには麻薬代替栽培などの合法ビジネスを行うなど二極化の傾向にある。

¹⁵ 1949-1950年の間、中国共産党軍（現在の人民解放軍）に追われた中国国民党軍のうち2個師団は、雲南省西南部から脱出し、ミャンマーのシャン高原に逃げて、台湾の国民党政府と米国からの支援を受けながら、「大陸反攻」を企てた。1960年代に入って、その残存勢力は、泰緬国境に移動し、後に台湾に送還されたり、現地で解散されたり、姿を消した。しかし、解散された一部の幹部は、現地の少数民族反政府勢力に参加し、後にその部隊の指揮権を握ったり、麻薬生産を指揮したりしていた。

中緬貿易額は 354.87 万元であり、そのうち輸出が 43.21 万元、輸入が 311.66 万元である。1954 年 4 月、中緬両国政府は、最初の貿易協定を締結し、中国がミャンマーに対して石炭、シルク、縫製品、紙、農具、工業製品、茶、タバコ、食品などを輸出し、米、豆類、鉱産物、木材、ゴム、綿花などを輸入するようになる。1954 年 6 月、中国総理周恩来はミャンマーを始めて訪問した。ミャンマー訪問中、周恩来は、ミャンマー首相ウー・ヌ（U Nu）に対して、「革命を輸出しない」ことを保証し、「平和五原則」¹⁶を両国関係の処理における原則とすることを確認した（中国外交部[1960:13-14]）。中国は 1954 年からの 3 年間で、ミャンマー産の米を毎年 15 万トン購入することを約束し、そのなかの 20%をポンドで決済し、残りの 80%をバーター貿易で決済とする。これを契機に、中緬国境貿易は両国の国境地帯における日用必需品不足の状況がある程度改善させた。1955 年中緬貿易額は 1954 年に比べて 30 倍も増加し、そのうち、輸出が 28 倍、輸入が 32 倍増であった（邵允振・範宏偉 [2005:80]）。その後の中緬貿易額はほぼ横ばいになっている。1963 年の中緬貿易額は 437.21 万元であり、そのうち輸出が 37.37 万元、輸入が 399.84 万元である（林錫星 [1997:31]）。

1960 年 1 月、中緬両国政府は、国境条約を締結し、国境線の画定を成功させた。中国にとって、ミャンマーが中国との間に国境問題を円満に解決した最初の隣国である。これにより、国と国の間における国境問題の解決に良い模範が示された。両国の指導者も、頻繁に往来していた。良好な二国間関係は、両国の貿易関係の発展に安定的な政治基盤を提供している。

しかし、1960 年代半ばから 1976 年代後半までの間は、中国が文化大革命期間中であつた。中国共産党は、東南アジアに革命の輸出を試み、資金援助と武器提供の両面で、ミャンマー最大の反政府勢力を誇ったビルマ共産党を支援し続ける経緯があつた。1962 年、ミャンマー国軍によるクーデターが発生し、ネー・ウイン（Ne Win）は 26

¹⁶ 「平和五原則」は、領土主権の相互尊重、相互不可侵、内政不干涉、平等互惠、平和共存という 5 項目からなる。これは、中国総理周恩来とインド首相ネルーとの間でも、1954 年 6 月に発表された共同声明のなかで合意したものである。

年にわたってミャンマーに君臨した。ネー・ウイン政権は、国内経済の国有化を進め、対外貿易を全面的に国有化し、民間貿易の禁止に乗り出した。これにより、伝統的に行われていた国境住民による国境貿易も正式に禁じられたのである。そして、ネー・ウイン政権は、「ビルマ式社会主義」を実行するために、国境を全面封鎖し、鎖国政策を実施した。国境貿易に長い間関わってきた国境地域の住民はこれに対して反発し、国境地帯での緊張が高まった。また、1967年6月、ヤンゴンで、反中国人暴動が発生したことにより、中緬両国関係は急速に悪化し、中国は対ミャンマー経済援助を中止したこともある¹⁷。さらに、1970年3月、ビルマ共産党の部隊は中緬国境貿易ルートの要衝に当たるチューコック（Kyu-hkok）周辺を陥落させ、ミャンマー北部における支配地域の拡大に成功した。このような一連の緊迫した状況下、中緬国境貿易は数多くの制限を受けて、中断されざるをえなかった。それにもかかわらず、1971年になると、中国とミャンマーは国交正常化を果たした。

一方、ミャンマーでは、急激な国有化措置によって、経済が混乱し、「停滞の悪循環」が繰り返されるようになった。民間企業が厳しい規制を受けたために、民間労働力雇用は急減して失業者が増え、職を失った人々は生活の糧として、闇市や密輸という行為に関わらざるをえなくなった。また、「停滞の悪循環」は、ミャンマー政府の財政、投資資金の減少をもたらし、国有化はしたものの、政府企業の生産は長い間停滞し、外貨不足から輸入も制限せざるをえなくなった。こうして、ミャンマー国内には慢性的なモノ不足が生じ、医薬品や文房具を買うことさえ、長い行列を作らねばならなかった。モノ不足を補完するために、民衆は密輸品に頼り、失業を補うために密

¹⁷ これは、ヤンゴンでミャンマー人群衆が中国系の学校や商店を襲い、死者まで出した事件である。当時、文化大革命の影響でミャンマー在住の中国人の間にも毛沢東思想が広がり、毛沢東バッチ、毛沢東語録、中国宣伝ピラなどが配られるようになった。毛沢東思想の進入を恐れたミャンマー政府は、毛沢東バッチ禁止令を出した。これに対して、毛沢東思想に染まった一部の中国人たちが反禁止令デモを行い、当局と衝突するようになった。エスカレートした中国人デモ隊がアウン・サンやネー・ウインの写真を破り捨てるという行動に出たことから、ついに一般ミャンマー人たちの間と衝突した。ミャンマー人暴徒は、大使館、華僑系商店、中国人住宅を次々に襲い、最後には華僑教師連合会館を襲撃し、中国人教師多数を虐殺するまでに至った。その後、戒厳令発令で平静を取り戻した。これに対して、中国はこれまでの友好的姿勢を一変させ、ネー・ウイン政権を反中国であると批判し、大使を召還させた。さらに、反政府運動を行っていたビルマ共産党を支持し、ネー・ウイン政権打倒を呼びかけた。こうして、両国関係は急速に悪化した。詳細は、陳番之 [2001:322-324] を参照されたい。

輸に関わる業を探し出す構造がここに定着した（高村三郎・毛利卓 [1984:114]）。

しかし、ネー・ウイン政権下で、法律上、国境貿易が禁じられていたが、事実上、ミャンマー政府が黙認した形での密輸は行われていた。ミャンマー国内で自給できる食糧を除き、ほとんどの工業製品が密輸に依存せざるをえない状況が続いている。密輸はミャンマー国内市場を潤う不可欠の一部となっていたといっても過言ではない。ミャンマー国内のあらゆる消費市場では、明らかに中緬国境地域を通じて密輸入された各種の中国製品が多くある。魔法瓶、自転車、運動靴、ミシン、陶器、タオルなどの縫製品、機械工具、電球、電池、小型発電機などが主なものである。ミャンマー側からは、茶、コーヒー、水産物などが中国の雲南省に密輸出される。中緬両国間の密輸ルートは、主には3ルートあり、在来の道路が使用される。ムセ（Muse）・ルート、バモー（Bhamo）・ルート、クウンロン（Kunlong）・ルートなどである。ムセ国境ゲートで徴収された税金は、1日当たりで平均200万チャットもあったといわれる（林錫星 [1997:31]）。ここで、ミャンマー政府の法律と実際の運営との間で、大きなギャップがあるといえる。また、中国側では、上記のような対ミャンマー貿易活動が国境貿易として認められていた。

この期間における国境貿易の中国側の現状からみれば、いくつかの特徴を指摘することができる。第1は、中緬国境貿易は、小規模でかつ取引商品の品目も少ないことである。第2は、中緬国境貿易における中国側の入超が続いている。第3は、計画経済の制限を受けて、中緬国境貿易に参画できる機関は、1950年から1958年までには、主な担い手は国営商業機関であるが、1958年から1978年までの間には、国営商業機関が貿易をすべて独占していることである。第4は、国境住民による互市貿易は絶えず行われていたが、取引の場所、商品品目および取引額はいずれも厳格に制限され、時には密輸という形で行われたことである。第5は、中緬国境貿易が両国の外交と内政に大きく左右されることである。このような状況は少なくともミャンマー政府が1988年に国境貿易の合法化を宣言するまで続いていたといえる。

第3章 1979-1998年の中緬国境貿易

3.1 中緬国境貿易の回復期（1979－1984年）

1979年、中国政府は、改革開放の実施を宣言し、国境貿易を含むミャンマーとの経済関係の発展に踏み込んだ。これに先立って、1978年、3度目の復権を果した鄧小平は、ミャンマーとの関係を重要視し、彼の復権後最初の外国訪問先としてミャンマーを選んだ。鄧小平のミャンマー訪問により、中国とミャンマーの関係は新たな段階に入った。鄧小平は、中国が東南アジアに革命を輸出せず、いかなるところにも勢力範囲を求めないことを再三強調した（鄧小平外交思想学習綱要編写組編 [2000:127]）。

1980年、雲南省政府は、『中緬边境小額貿易管理規定』（雲政発 [1980] 204号）を公布し、中緬国境において国境小額貿易を復活させ、国境地域の国営商業機関に対して民間企業の名義で対ミャンマー貿易を展開させることを決定した。これにより、中緬国境地域では、全国に率先して国境貿易が復活し、政府から指定される国境地域の国有商業機構が民間機構の名義において、国境貿易を取り扱うことが許可されたのである。

1984年、中国政府は、『国境小額貿易暫定管理方法』（[84] 外経貿一字 166号）を公布し、国境小額貿易に関しては、関連する省と自治区が自ら管理すべきことを定めた。当該管理方法によれば、国境都市間における小額貿易は、「自找貨源、自找銷路、自行談判、自行平衡、自負盈亏」（自ら商品の仕入先を探し、自ら販売先を求め、自主的に談判し、自分で経営のバランスを取り、損益について自分で責任を負う）とする「五自原則」に従って行われ、かつ規定に従って、関税・商品税および付加価値税を徴収される。この管理方法によると、国境小額貿易とは、中国の国境都市のなかで、省・自治区政府から指定された部門・企業が、相手国国境都市との間に行う小額貿易および互市貿易を指す。国境小額貿易は、国境の省・自治区政府によって管理さ

れ、国境線を挟む両国が約定した国境ゲートおよび国境市場で行われる。また、互市貿易は、一定の金額範囲内で取引されなければならない、その具体的な限度額は省・自治区政府によって規定される。互市貿易に取引される商品は、限度額以内の場合、それに関する関税・商品税および付加価値税が免除される。ライセンスを取得すべき輸出入商品については、対外経済貿易部（現在の商務部）が授けた省・自治区の対外経済貿易庁（現在の商務庁）がこれを審査・許可する。このようにして、中国では、国境貿易が合法化されるようになった。国境貿易の輸入商品に対する減免税政策が出され、かつ省・自治区政府は国境貿易輸出入経営権、ならびに割当ライセンスに関する商品を自主的に審査・許可することができることになり、かつての国境貿易に対する厳しい規制がある程度緩和されたのである。

中央政府が定めた上記の方針に基づき、かつ国境地域の現状を踏まえて、雲南省政府は、1985年3月、『国境貿易に関する雲南省の暫定規定』（雲政発〔1985〕43号）を公布し、国境貿易に対する規制をさらに緩和させた。当該規定によると、互市貿易が国境線から20kmの範囲内で行われる規制が取り消される。ミャンマーに隣接する雲南省の県（市）は、いずれも国境貿易を行うことができる。国境貿易に関しては、独占経営ではなく、国境の市・州および省内の企業は、許可を得て登録を行えば、いかなる企業も国境貿易に参加できる。雲南省の紡績、機械、家電、商業などの大手国有企業は、国境地域において支店または事務所を開設し、民間企業の名義を借りて国境貿易を大いに展開することができる。国境地域において、「三来一補」¹⁸などの様々な貿易活動を行い、外国企業と華僑・華人企業の投資を積極的に誘致し、かつ税收、物資と場所の供給などの面に関して優遇措置を提供する。また、国境貿易のなかの小

¹⁸ 「三来一補」とは、中国における加工貿易のタイプ「来料加工、来件加工、来様加工、補償貿易」を指す専門用語である。来料加工の場合、外国の委託者は原材料を無償で提供する。加工された製品は全量輸出される。決済は加工賃のみであり、製品の国内販売は不可である。製造に必要な設備機械は委託者が無償提供し、契約終了後に返却される。来件加工の場合、外国側が提供した部品・半製品を中国で組み立てる形態（いわゆるノックダウン加工方式）である。来様加工の場合、外国側がサンプルまたはデザイン・設計図を提供し、中国側が中国国内で同様な原材料を調達し加工する。補償貿易の場合、外国側が設備機械を提供し、中国側は製品を製造する。設備機械の輸入代金と製品の輸出代金は相殺される。

額貿易について、原則としては法に従って徴税されなければならない。しかし、雲南省の経済繁栄に利する商品の輸出入に対しては、税収上において適当に配慮し、雲南省に不利な商品の輸出入については、断行して重税を課し規制しなければならない¹⁹。そして、国境住民による互市貿易の取引高は1人1日当たりで100元まで緩和される。金額が20元以下または税金が5元以下の個人の持つ商品に対しては、免税とされる。決済について、ミャンマーの商人または国境住民は、中国領内で国境貿易を行う場合、外貨（米ドル、ポンド、香港ドル、チャットなど）を用いて中国銀行（当時の外貨専門取引銀行）が指定した工商銀行または農業銀行で人民元を両替した後、商品を購入することができる。取引の商品品目が、禁止または規制の対象ではない場合、購入先または販売先さえ確保できれば、企業は自分で輸出入を行い、かつライセンスの申請が免除される。

上記のとおり、この規定の公布により、国境貿易に対する規制は大幅に緩和された。中央政府から授権された雲南省は、対ミャンマー国境を全線開放した。互市貿易取引の地理的な範囲について、本来国境線から20kmまでの狭い範囲は、国境の県（市）の行政範囲（数百km）まで拡大される。同時に、雲南省内地企業の参入も奨励されるようになっていく。これは、地理的な範囲が事実上雲南省の内地まで拡大されることを意味する。また、民間企業と外国企業も国境貿易に参入できるようになり、企業の積極的な参入を促され、国有企業の独占が撤廃された。そして、国境貿易に取引される商品の品目も拡大され、決済に使用される貨幣の選択肢も多くなった。

同時に、徳宏州も全州を国境貿易区として認定された。これにより、ミャンマー政府から国境貿易として認められないにもかかわらず、国境線を挟む中国側の対ミャンマー国境貿易は、一気に拡大されてきた。貿易担い手の構成に関しても、かつて少数の国営商業機関は独占していたが、改革開放後は、国営商業機関と民間貿易会社は競

¹⁹ 当該規定に基づき、後に、昆明税関と雲南省税務局は共同で、「国境貿易と国境住民による互市貿易の減免関税に関わる輸入商品リスト」を制定した。

い合うことになっている。中緬国境貿易は、地方政府間貿易、国境民間貿易、互市貿易など多様な取引の形式を包含している。

3.2 中緬国境貿易の急速上昇期（1985－1995年）

1985年5月、中国共産党総書記胡耀邦は、中国訪問中のネー・ウインに対して国境貿易を含む両国の貿易再開を提案した。同年11月、ミャンマー政府は、中国との政府間貿易を再開する用意があると表明した。これに関連して、1986年11月、ミャンマー国軍は、チューコック周辺のビルマ共産党陣地に対する掃討作戦を開始した。1987年1月、ミャンマー国軍はチューコックを奪還し、中緬国境貿易の正式再開の障害を取り除いた。しかし、ミャンマー政府が国境貿易を合法化させるのは、1988年の後のことであった²⁰。

一方、ミャンマーでは、ネー・ウイン政権下における閉鎖的経済政策などによる外貨準備の枯渇、生産の停滞、対外債務の累積など経済破綻をきたしていた。国連は、1987年2月、ミャンマーを後発発展途上国（Least among Less Developed Countries: LLDC）と認定するまでに至った。工業化とそれに伴う産業構造の近代化は一向に進まず、農業を基盤とするミャンマーの産業構造は、今日に至っても変わっていない。1988年7月、ネー・ウインが率いるビルマ社会主義計画党（Burma Socialist Programme Party: BSPP）は、ミャンマー国内経済の厳しい現状をようやく認め、『ミャンマー経済方針と政策の修正・調整に関する報告書』を打ち出し、初めて国境貿易を開放することを提案した。後に、雲南省副省長朱奎は貿易代表団を率いてヤンゴンを訪問した。ミャンマー政府はかつての慎重な姿勢を一変させ、代表団一行を手厚く接待した。1988年8月、ミャンマーと雲南省は、国境貿易開始の原則などについて合意に達した。これを受けて、ミャンマー貿易省（現在の商業省）傘下のミャンマー輸出入サービス公

²⁰ 当時、雲南省省長である和志強の回想録によれば、実際には、1987年4月、ミャンマー貿易省代表団の雲南省訪問中、雲南省政府がミャンマー政府高官に働きかけ、国境貿易を「非合法から両国貿易の一部」に政策を変更させることに成功した。双方は、バーター方式で国境貿易を展開することに関する紳士（口頭）協定を結んだ。詳細は、和志強 [2006:303-305] を参照されたい。

社が雲南省輸出入公社との間で国境貿易協定を締結し、ミャンマー対外貿易銀行と中国銀行昆明支店は、貿易決済の銀行間協議書に署名した（李河流 [1990:66]）。

1988年以後、ミャンマー軍事政権は、開放政策に転換したものの、最大野党である国民民主連盟（National League for Democracy: NLD）指導者のアウン・サン・スー・チー（Aung San Suu Kyi）を軟禁した。そのため、ミャンマーは、人権問題を重視する欧米諸国から経済制裁を受けるなど国際社会から孤立した状況にある。ミャンマーは、欧米諸国からの援助と投資を期待できなくなり、欧米諸国と通常の貿易関係を維持することさえ難しくなっている。これに伴い、ドル建て対外決済が困難になるなど、貿易取引全体に混乱が生じた。中国を含む近隣諸国との経済協力関係を発展させることは、ミャンマー経済にとって死活的な課題だといえる。したがって、ミャンマー軍事政権は、中国に対して友好的な姿勢を示している。また、中国は、ミャンマー軍事政権を世界で最初に承認し、ミャンマーへは内政不干涉政策を取り、ミャンマーへの経済協力を積極的に推進したのである。これを契機に、中緬関係は緊密化へ向かった。ミャンマーは、中国への過度な依存には慎重であるが、中国との連携強化を通じて開発資金の流入を図り、経済活動を活発化させる思惑を有している（王介南[2004:57]）。

とまれ、1988年10月3日、ミャンマー政府は、対中国国境貿易を全面的に開放することを宣言した。そして、次のような国境貿易の緩和策も次々と打ち出した。まず、ミャンマー国内の幹線道路における検問所を撤回し、スムーズな物流の障害物を取り除いた。ムセ、ナムカン（Namhkam）などの国境ゲートで税関を設置し、かつ関税を調整する権限を税関所在地の地方政府に委ね、これにより、市場の状況に速やかに対応できる体制が整えられている。国境都市では、「国境貿易管理委員会」が設置され、中国との国境貿易に対する管轄権を掌握している。ミャンマー政府は、実力のある貿易会社に資金を提供し、中国との貿易拡大を奨励した。同時に、ミャンマー政府は、雲南省国境地域の地方政府と民間会社に対して、森林・鉱山開発への投資事業に参画するよう呼びかけた。加えて、ミャンマー市場を調査するために、雲南省国境地域の

地方政府の幹部と民間会社の担当者は、ミャンマーの国境ゲートを自由に出入りできるようにした（林錫星 [1997:31]）。

1988年11月末、ミャンマー政府は、ラショー北部のテーインニー（Theinni）から中緬国境までの140km²にわたる広大な地域を国境貿易地域と指定し、かつ、対中国国境貿易を促進するため、いくつかの大手貿易会社に資金援助を宣言した。1988年12月中旬、雲南省とミャンマーの政府担当者は、チューコックに隣接する畹町（Wan Ding）で協議を行い、最初の政府間国境貿易バーター貿易契約を締結した。雲南省は石炭、ハミガキ、洗剤、粉ミルクなどを輸出し、ミャンマーからトウモロコシなど輸入する（李河流 [1990:66-67]）。これをもって、1989年からは、ミャンマーと中国の間で、正規の国境貿易が始められた。1989年11月、対中国国境貿易の管理を規範化させるため、ミャンマー政府は、ラショー、ムセ、ナムカン、チューコックで国境貿易管理事務所を設置した。

国境貿易が合法化されるまでには、ミャンマー政府は、中国側から日用品などを購入する場合、政府系企業がその総額の40%、民間業者がその総額の66%を定められた価格で政府に販売しなければならないと規定していた。1988年になると、政府系企業が総額の25%、民間業者が総額の40%を国営のミャンマー輸出入サービス公社に販売すると規制が若干緩和された。1989年6月15日からは、ミャンマー政府は、上記の比率を、政府系企業20%、民間企業30%まで下げた。さらに、1989年8月1日から、ミャンマー政府は、上記の強制販売比率を廃止し、一部の商品を除き、政府系企業と民間企業が国境ゲート所在地の税務署にしかるべき税品を納付すれば、中国との間で、商品を自由に輸出・輸入ができるようにした。国営のミャンマー輸出入サービス公社は、政府系企業と民間企業から強制に中国商品を購入することを停止し、上記の雲南省輸出入公社との間で締結した国境貿易協定に従って政府間貿易を展開するようになった（林錫星 [1997:34]）。この一連の緩和措置を受けて、中緬国境貿易が飛躍的に拡大されてきた。瑞麗国境ゲートの統計によると、1988年の対ミャンマー国境小額貿

易額は3.5億元であるが、1989年には4.5億元まで急増した。

こうして、1980年代以来、中国とミャンマーの二国間関係は、イデオロギー対抗の要素は明らかに低減し、かつて長く存在したビルマ共産党問題²¹などの阻害要素を乗り越えて、経済的な要素および国益重視の方向へウエートを移していった。これにより、中緬貿易関係に関わる政治基盤はさらに安定的に強化された。さらに、1990年代後半以来、中国は海外進出とりわけインド洋への進出に大きな力を入れ始めている。それゆえ、中国の隣国でありかつ中国と相互補完関係を有するミャンマーは、必然的に中国の理想的な経済協力のパートナーとなっている。一方、ミャンマー首相ソー・ウイン (Soe Win) は、中国経済の高度成長がミャンマーに多くのチャンスを与えていると明言した²²。また、ミャンマー政府は、国境地域・少数民族開発省を設立し、国境地域における農業、水利、電力、交通、通信などのインフラ整備を積極的に推進し、中国に接する国境地域の経済発展に力を入れている。

他方、中国では、国境貿易をいっそう拡大するため、1991年2月、雲南省政府は、『国境貿易の発展に関する雲南省の若干の補充規定』（雲政発〔1991〕28号）を公布した。これによると、国境小額貿易、国境住民による互市貿易、国境線を挟む両国国境地域の民間経済・技術・派遣労働およびその他の形の経済貿易協力は、いずれも国境貿易の範囲内に属することになった。また、雲南省の内地企業が国境地域で行う国境貿易と小規模の経済協力プロジェクトは、国境貿易の管理下に置かれることとなった。これは、本来の国境貿易に加え、国境地域で行われる経済協力、技術協力、派遣労働も国境貿易の一部と見なされ、国境貿易のカテゴリーが事実上拡大されたことを意味する。

1991年4月19日、中国政府は、『対外経済貿易部など省庁による国境貿易と経済協力を積極的に発展させ、国境地域の繁栄と安定を促進する意見の転送に関する国務

²¹ 冷戦終結を目前にして、中国共産党は、ビルマ共産党に対する支援を全面的に停止した。同時に、中国政府はSLORCを世界で最初に公認した。中国共産党の支援を失ったビルマ共産党は、1989年に4つの少数民族グループに分裂し、一部の幹部は中国へ逃走した。

²² 新華社HP（2005年10月20日参照）。

院弁公庁の通達』（国弁発〔1991〕25号）を施行した。当該通達によると、1995年末までに、対外経済貿易部から許可を得た国境貿易会社が指定された国境ゲートにおいて輸入する商品について、国が輸入を制限した電機製品、タバコ、酒および化粧品などの商品を除き、その輸入関税と商品税（付加価値税）は徴税を半減した。また、国境貿易を通じて輸入される商品が国境省・自治区以外の内地に販売される場合、輸入の際に半減された輸入関税と商品税（付加価値税）は納付されなければならない。さらに、互市貿易を通じて輸入される商品については、その価格が300元を超えない場合、輸入関税と付加価値税を免除する。300元を超える場合、超過部分に対して、国が定めた税率に基づき、輸入関税と商品税（付加価値税）を徴収する。これにより、ミャンマーからの農林水産、鉱産物など162品目の輸入商品は、輸入関税と付加価値税が免除される。一部の生産・生活用品は、輸入関税と付加価値税が半額に減税される。かつ、国境貿易地域と貿易規制などの面も政策が緩和され、国境貿易は、大きく発展した。表10に示すとおり、雲南省の国境貿易総額は1992年に入って3.43億ドルで、1991年に比べて42.8%の増加となった。

国境貿易を拡大させるため、中国政府は中緬国境線において国家1級4カ所、国家2級9カ所、合計13カ所の国境ゲートを設置している。また、在マンダレー中国総領事館の統計によれば、中緬国境地帯において、上記の主要国境ゲート以外、自然的に発生した国境通路は70数カ所にも及ぶ（中華人民共和国駐曼德勒総領事館経済商務室〔2002〕）。ミャンマーでは、1991年9月9日貿易省から公布された『ミャンマー・中国国境地域輸出入法』に続き、同年10月24日、ミャンマー貿易省は、『ミャンマー・中国国境地域のムセ、ナムムカン、チューコック、クウンロン、ホパン（Hopang）、チンシュエハー（Chinshwehaw）における国境貿易の心得』を公布し、上記6つの国境都市を対中国国境貿易の国境ゲートとして認定した。1994年1月1日、バモーも対中国国境貿易の国境ゲートとして認定されるようになった。1991年10月、クウンロン、ホパン、チンシュエハーが対外開放され、1992年5月には、ミッチーナとバモー

表1 中緬主要国境ゲートの整備状況

ミャンマー		中国（雲南省）			
州	特別区名	国境ゲート名	国境ゲート名	クラス	州・市名
カチン州	第1特別区	CHIPWI	片馬（Pian Ma）	国家2級	怒江リスイ族自治州
		PANWAR	滇灘（Dian Tan）	国境通路	保山市
	第2特別区	KAMBALTI	猴橋（Hou Qiao）	国家1級	
		LAIZA*	那邦（Na Bang）	国家2級	
ミャンマー政府直接管轄地域	ミャンマー政府直接管轄地域	LWEJE*	章鳳（Zhang Feng）	国家2級	徳宏タイ族・ジンポウ族自治州
		KYU-HKOK*	畹町（Wang Ding）	国家1級	
		MUSE*	瑞麗（Rui Li）	国家1級	
		NAMHKAM	弄島（Nong Dao）	国境通路	
シヤン州	第1特別区	LAUKKAING	南傘（Nan San）	国家2級	臨滄市
		CHINSHWEHAW	清水河（Qing Shui He）	国家1級	
	第2特別区	PANGWAUN	滄源（Cang Yuan）	国家2級	普洱市
		PANGKHAM	勐阿（Meng A）	国家2級	
		MONG HPIN	芒信（Mang Xin）	国家2級	
		MONG YANG	孟連（Meng Lian）	国家2級	
	第4特別区	MENG LA*	打洛（Da Luo）	国家2級	西双版纳タイ族自治州

注：中国側の国境ゲートについて、国家1級（国家クラス）国境ゲートは、第3国人の通過を認める国境ゲートである²³。同ゲートでは、国境ゲート警備、税関および検査検疫などの国境通過に関わる関連諸機関が設置されている。国家2級（省クラス）国境ゲートは、自国および相手国の人・物の通過のみを認め、検疫など設置される関連諸機関も少なくなる。国家2級以下のものは、いずれも「国境通路」と称される。*印付けの国境ゲートは、『中国・ミャンマー国境管理協定』に基づくミャンマー側の国家クラスの国境ゲートである。また、中国とミャンマーの制度上および国境ゲート整備上の温度差、または新たな国境管理協定の未締結により、両国の隣接する国境ゲートのクラスは必ずしも対等ではない。

（出所）畢世鴻 [2008a:179] に基づき加筆修正。

も対外開放された。

1991年10月1日からは、ミャンマー政府は、中緬国境において新たな国境貿易の管理制度を導入し、陸路国境を通過する貿易を、通常貿易と国境貿易に区別するようになっていく。ミャンマー輸出入サービス公社は、ラシヨー、ミッチーナ、バモー、

²³ しかし、実際には、有効なパスポートと査証を持つ第3国人は瑞麗ームセ、畹町ーチューコック、打洛ーマインラーの国境ゲートから中緬国境を出入りできるとしているが、それがまだ実現できておらず、ミャンマーでは3ヵ月前に国防省の許可が必要とされている。一方、中国も公安部から授権されて瑞麗国境ゲートが外国人に到着ビザを発給できることになっているが、ミャンマー側が有効なパスポートと査証を持つ第3国人のムセからの出入国を禁止している。そのため、結局、第3国人は中国とミャンマーの双方の国境ゲートを通過することができずにいる。

チャイントンで事務所を設置し、輸出入業者の登録およびライセンスの発給などの業務を取り扱う。輸出入業者は、上記の事務所にて登録を完成し、かつライセンスを取得すれば、輸出入業務を展開できる。これにより、個人も対外貿易に従事することができるようになる。さらに、1994年8月、中緬両国政府は、『国境貿易に関する諒解覚書』を締結し、国境貿易において、双方が受け入れられる自由に両替できる貨幣またはバーター方式で取引できると定めている。

1990年代初期における中越関係と中国・ラオス関係の正常化と中国対外開放の更なる拡大を受けて、中国の国境地域における対外開放も新たな段階を迎えてきた。1992年6月、中国政府は、『国務院による南寧、昆明および凭祥など5つの国境都市をいっそう対外開放することに関する通達』（国函[1992]62号文書）を出し、昆明市の対外開放を許可し、昆明市に対して、沿海地域開放都市の政策を実行する。さらに、畹町と瑞麗（Rui Li）を国境貿易および新たな対外開放の国境都市として承認した。これを受けて、雲南省政府は権限内において、畹町と瑞麗に対して、国境貿易と経済協力の管理について、一定の権限を付与する。権限内における国境貿易、輸出加工、派遣労働などの経済契約書については、畹町と瑞麗が自主的に審査・許可する。畹町と瑞麗は、対外経済貿易部の許可を得て、1-2社の国境貿易会社を増設することができる。

さらに、条件を整えた国境都市は、国境経済協力区を設立し、輸出加工企業および相応するサービス産業を開設することができる。1992年9月、中国政府は、畹町と瑞麗でそれぞれ5km²と6km²の国境経済協力区を設置することを許可した。国境経済協力区では、国境貿易に関する輸出加工業、経済技術協力、トランジット貿易、国境観光などが行われている。1991-1995年の期間中、国境経済協力区によって得られた財政収入は、現地に留保され、かつインフラ整備に使用される。国境経済協力区内の国内企業と外資企業は、隣国とのバーター貿易で取得した商品を自主的に販売することができる。これらの商品を輸入する時、関税と工商統一税を半額に減税する。上記通

達の公布を契機に、畹町と瑞麗の対ミャンマー国境貿易は一気に拡大された。

1992年の中緬国境貿易額は20.07億元で、1991年に比べて39.1%の増加であり、雲南省の対ミャンマー・ラオス・ベトナム3カ国国境貿易総額の88.4%を占めている。同年雲南省GNP総額の727.42億元に比べて、中緬国境貿易額の比重は僅か2.8%であるが、国境の自治州・市におけるこの貿易額は重要である。徳宏州の場合、1992年の対ミャンマー国境貿易額は17.18億元であり、1992年の同州GNP総額の17.08億元を超えている。1992年の国境貿易による税収は7000万元余りで、同州税収の49%を占めている。さらに、畹町と瑞麗においては、国境貿易による税収はその全税収の90%と80%まで占めている。国境貿易は国境地域にとって、大きな財源になるといえる（車志敏 [1995:100]）。

しかし、1990年代初期における上記一連の規制緩和を受けて、中緬国境貿易には次の問題点が現れてきた。第1は、国境地域の地方政府も国境貿易に関する独自の優遇

表2 1991年中緬主要国境ゲート別の国境貿易額（単位：万元）

ゲート名	片馬	騰衝	盈江	章鳳	瑞麗	畹町	南傘	清水河	思茅	孟連	打洛
輸出入額	1094	11018	10243	18813	74963	35700	1092	2216	665	563	1189

（出所）趙廷光 [1998:281]

表3 主要国境ゲート所在地財政収入における国境貿易の貢献率（%）

年	畹町	瑞麗	騰衝	盈江
1993年	95	74	36	33
1994年	88	71	33	29
1995年	85	61	30	27

（出所）李潔・趙雲忠 [1997:176]

政策²⁴を次々と打ち出し、国境貿易バブルという現象を引き起こし、中国の通常貿易に影響を与えることである。第2は、国境貿易の急速な発展により、整備の遅れた国境地域と国境ゲートの整備と管理がこれに対応できず、混乱をもたらしたことである。第3は、国境貿易への政策的な緩和措置によって、業者は減免税の目的に達するため、通常貿易に取り扱われる商品をも、国境貿易を通じて通関するようになり、かつて国境貿易の緩和・促進政策が通常どおりに運営できなくなることである。第4は、一部の悪徳業者は、不良品を輸出商品に混入させ、ミャンマー各地で売り捌いて、ミャンマー消費者の反感を買ったことである。中国政府は、対外貿易の健全かつ持続可能な発展を維持する観点から、国境貿易と通常貿易の一元化管理を模索し始めたのである。同時に、中国は、GATT（現在のWTO）加盟をめぐり、欧米諸国との協議を加速させるためにも、国境貿易に対する優遇政策を取り消し、統一した法規則の下で対外貿易を促進させる必要が生じた（李常林・陳真 [2003:20]）。

これにより、1994年、中国政府は、為替レートの一元化、税制の見直しなど、対外貿易の更なる改革に踏み込んだ。元々ほとんど免税の対象に当たる国境貿易にも、異変が起きている。国境貿易企業は、付加価値税を納付する義務が課せられ、輸出価格が上昇した。また、通常貿易取り扱いになれば、輸出による税還付といった新たな優遇政策を享受できるようになっている。こうして、国境ゲートを通関する通常貿易の商品の比重が増加し、一部の国境貿易企業は、通常貿易の輸出による税還付を受けるため、通常貿易の輸出業務を展開せざるをえなくなる。

²⁴ 例えば、国境貿易の尖兵ともいえる徳宏州政府は、1992年9月、『雲南省徳宏タイ族・ジンポウ族自治州国境経済貿易管理条例（試行）』を公布した。それによると、州全域が国境経済貿易区として指定され、州の国境貿易が国と雲南省から規定された輸出入商品に対する減免税と輸出入ライセンス取得の免除などの優遇政策を享受できる。また、小額貿易とは州政府が指定した国境貿易会社と隣国の会社または個人との間の貿易を指す。国境住民による互市貿易とは国境住民の間の互市貿易活動を指す。これにより、徳宏州の会社との間で国境貿易を展開できるミャンマー側の会社または個人は、ミャンマーの国境地域に限らず、ミャンマー内地でもできるようになっており、互市貿易の地理的な範囲は事実上国境線から20km以内という制限を突破し、州全域となっている。輸出入商品の品目については、禁止と制限品目を除き、国境貿易会社が自由に輸出入できる。その他、徳宏州政府は、州全域で投資する国内企業・外国企業に対しても、不動産税、土地使用税、商品税、付加価値税など一連の税収優遇政策を打ち出しており、徳宏州域内で会社と工場を設け、国境貿易に積極的に参入する企業または個人が一気に増えたのである。怒江州、保山市、臨滄市、普洱市、シーサンパンナ州政府も、これに類似する政策を打ち出した。

3.3 中緬国境貿易の調整期（1996－1998年）

1996年4月1日、中国政府は、国境貿易を規範化させるために、『国務院による国境貿易関連問題の通達』（国発〔1996〕2号）と『国境小額貿易および国境地域対外経済技術協力管理規則』（外経貿政発〔1996〕第222号）を施行して、国境貿易の再定義を行った。それによると、互市貿易とは、国境住民が国境線からの20km以内で、政府から許可されたゲートまたは市場で、規定される金額または数量を超えない範囲内で行う商品取引活動を指す。国境小額貿易とは、国が許可し、対外開放される陸地国境沿線の県・市の管轄地域内で、かつ国境小額貿易経営権を許可された企業が指定された陸地国境ゲートを通じて、隣国国境地域の企業またはその他の貿易機関との間で行う貿易活動を指す。互市貿易を除き、国境地域ですでに展開されたその他各種の国境貿易形式について、その後、すべて国境小額貿易の管理下に入り、国境小額貿易の関連政策が実行される。これにより、国境貿易における互市貿易と国境小額貿易の範囲が、明確に規定された。

上記通達のなか、国境貿易輸入関税と輸入関連税徴収問題に関しては、次のとおり規定された。国境住民は互市貿易を通じて輸入した商品は、1人1日当たりの金額が1000元以下のものである場合、輸入関税と輸入関連税を免除する。1000元を超えるものについて、超過分に対して、法定の税率に従って徴税する²⁵。国境小額貿易企業が指定された国境ゲートを通じて輸入した隣国の原産物商品は、1996－1998年の間、輸入関税と輸入関連税を法定税率に照らして半額に減税される。輸出の場合、国境小額貿易は通常貿易の輸出税還付政策を受けることができ、通常貿易の輸出税還付規則に基づいて輸出税還付手続きを行う。国境小額貿易の企業経営権について、対外経済貿易部が統一的に規定した経営資格と条件に基づき、かつ査定された企業総数内で、国境省・自治区が自主的に審査し許可する。国境省・自治区は1－2社の国境小額貿易

²⁵ 同日発効した『国境住民による互市貿易管理規則』（署監〔1996〕242号）の規定によれば、金額が1000元を超えて5000元以下のものは、超過した部分に対し『入国旅客貨物品と個人郵送物品に対する輸入税徴収規則』の規定に基づいて課税する。5000元を超えるものは、『中華人民共和国税関輸入税則』に基づき、輸入関税と輸入関連税を徴収し、合わせて輸出入物品として諸手続きを行う。

企業を指定し、指定された国境ゲートを通じて隣国に対して自国国境地域原産の商品を輸出・輸入することを許可する。国境小額貿易企業は、国が割当額、ライセンス管理下の商品を輸出する場合、割当額、ライセンスの取得が免除される。国は、毎年、各国境地域に一定数の国境小額貿易割当額を決定する。許可された割当額内で、対外経済貿易部は、各国境省・自治区対外経済貿易庁に対して、輸入ライセンスの発行権限を付与する。

上記通達の実施により、各省・自治区でばらばらであった国境貿易政策は統一された。国境貿易輸出入経営権と割当ライセンスは事実上、省・自治区政府ではなく、中央政府の権限に取り上げられた。とりわけ割当ライセンスの実施により、多くの商品が国境貿易で取り扱われなくなる。ミャンマーからの農林水産、鉱産物など 162 品目の輸入商品については、輸入関税と付加価値税が半額に減税されるが、同通達実施前のゼロ関税に比べて、事実上の増税となり、企業の税負担は一段と高くなっている。加えて国境貿易バブルの影響を受けて、陸路における越境輸送費用が高騰し、国境貿易企業の収益が著しく減少し、国境貿易離れの現象が起きている。

中国側の国境貿易政策の変動を受けて、1996 年以後、ミャンマー政府も国境貿易を規制し始めた。ミャンマー政府は、輸出先行政策という独自の貿易政策を採用している。これは、輸入で外貨不足に陥らないようするため、まず輸出を行うことで外貨を確保した上で、輸出で得られた外貨の範囲内で輸入を認める制度である。その際、輸出に対して 8%の商業税（Commercial Tax）と 2%の所得税（Income Tax）の合計 10%の税金が課せられているため、輸入できる金額は輸出額の 90%までとなっている。この輸出先行政策は、通常貿易・国境貿易のいずれにも適用される。国境貿易については、上述した輸出先行政策に加え、貿易品目の規制を課している。ミャンマー政府関係者によれば、輸出については自国内での需要を満たし、かつ自国の資源を保護するため、輸入については自国産業を保護するため、法律上、32 品目の輸出禁制品、15 品目の輸入禁制品を指定して、その輸出入を原則禁止した上で、その時々状況に応

じて、ケース・バイ・ケースで輸出入の許可を与えているとのことである（国際金融情報センター [2005:7]）。ミャンマー政府は、輸出禁止品目を以前の 16 品目から、中国側で需要の高い木材、水産物、ゴム、綿花、ゴマ、翡翠、籐など 32 品目まで拡大した。同時に、輸入商品の輸入関税を引き上げ、平均で 50% になった（王仕蓮 [2000:97]）。さらに、ミャンマー政府は外貨獲得の見地から、中緬国境貿易における対中輸出に対して、人民元決済を減らし、米ドル決済の増加を要求し始めた。

上記一連の国境貿易に関する見直し政策の導入により、1995 年から、中緬国境貿易は再構成を迫られる時代に入った。また、1997 年東南アジア経済危機の発生により、ミャンマー国内需要と対外支払い能力がいっそう悪化し、チャット相場が切り下げられ、人民元の相対的切り上げからもたらす輸出難などの難局に直面した。加えて、1997 年 7 月ミャンマーの ASEAN 加盟を受けて、ミャンマー政府は、中国製品に対する「一辺倒」の政策を是正し、非 ASEAN メンバーの中国製品に対して排斥し始めた。これらの原因で、中緬国境貿易額は大幅に下落した。1997 年の中緬国境貿易額は 1.46 億米ドルで、1996 年の 1.89 億米ドルに比べて 23% の下落となった²⁶。中緬国境貿易額の下落により、国境貿易から財政を支える国境地域の地方政府は、大きな打撃を受けている。例えば、畹町の財政収入は 1996 年の 987 万元から 1997 年の 836 万元まで下落し、財政収入の 15.4% 減は、市政の運営に支障をもたらしている。また、1995 年に比べて、1996-1998 年の 3 年間連続下落を受けて、徳宏州全体の税収は累積で 1.56 億元減少したのである。これに連動して、ミャンマー市場における中国商品のシェアは縮小している。ラシヨーにおける中国商品のシェアは 1980 年代の 80% から 1998 年の 50% まで下がり、マンダレーでは 60% から 30% に減少し、ヤンゴンでは 25% から 5% まで下落している（王舒宇 [2007:198-199]）。

²⁶ 2003年9月8-10日、中国アモイで開催された「ASEAN諸国投資政策セミナー」におけるミャンマー政府代表の発言に基づく。詳細は中国国際投資貿易フェアHP（2003年9月10日掲載）を参照されたい。

第4章 1999年以来的中緬国境貿易

4.1 西部大開発・CAFTA と中緬国境貿易の相関関係

1999年に入ると、中国政府は、西部地域と沿海地域の経済的な格差を縮小させるため、「西部大開発」²⁷戦略を展開した。ミャンマーと連結する道路網の整備がかつけないハイ・スピードで推進されてきた。これによって、雲南省は、中国の西南部辺境にあるが、却って、東南アジアおよび中国内陸地域をつなぐ地理の利を生かす東南アジア市場進出の中心的位置を占める事になった。この大号令を受けた雲南省は、地の利を得て、対ミャンマー国境貿易の一層の強化を展開することになった。

同じく1999年、1996年に施行された国発[1996]2号通達の輸入関税と輸入関連税の半額徴収政策は期限切れとなった。それゆえ、国境地域の経済発展と安定を維持し、輸出を拡大するため、1999年1月1日、対外貿易経済合作部と税関総署は『国境貿易の更なる発展に関する補足規定』（外経貿政発[1998]第844号）を施行した。これによると、国境貿易に対する税収優遇措置が拡大された。国境住民が互市貿易を通じて輸入した商品の輸入関税と輸入関連税に関する免除限度額は、1人1日当たりで3000元まで引き上げられている。国境貿易企業が指定された国境ゲートを通じて輸入する隣国原産の商品は、一部を除き、2000年末までは輸入関税と輸入関連税を法定税率の半額徴収に変更された。国の輸出割当とライセンス管理商品以外の輸出については、

²⁷ 西部大開発戦略を実施する背景には、東部沿海地区と西部内陸地域の地域格差の拡大があり、1998年の長江流域における歴史的洪水や黄河流域の水不足で明らかとなった生態環境の急激な悪化などが挙げられる。改革・開放がもたらした高度経済成長の負の遺産を解決するため、また、改革・開放を導いた鄧小平理論の主要部分をなす「先富論」の第2段階（先行して豊かになった地域・グループが後進地域・グループの発展を支援する段階）として、さらには建国以来未解決の課題である少数民族経済振興問題への対応策として、農村部における貧困問題緩和政策をも包含しながら中国政府はこの一大プロジェクトを実施したのである。西部大開発の着実な実施を保障するため、中央政府は開発実施における5つの重点を明らかにしている。それらは、西部地域のインフラ建設の加速、生態環境の改善と整備、産業構造の調整と合理化、科学技術と教育の発展、改革深化と開放拡大である。西部大開発の地理的範囲は、四川省、重慶市、貴州省、雲南省、甘肅省、陝西省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル族自治区、チベット自治区、広西チワン族自治区、内モンゴル自治区の合計12省市区である。

その割当とライセンスの取得を免除し、企業経営を自由化させる。輸出入商品ライセンスの発給については、中央政府は年度計画総額を決定してから各国境省・自治区に分配し、その発給と管理の権限を国境省・区の対外経済貿易管理部門に委譲する。国境省・自治区区の市・州政府は国境貿易と経済技術協力に関する交易会を開催できる。一方、中国政府は、国境貿易企業の経営権限を拡大した。国境貿易企業はすべて対外経済技術協力経営権を有し、隣国国境地域における工事請負と派遣労働業務を行うことができる。国境地域の対外経済技術協力企業は国境貿易権を有する。

上記 1999 年の外経貿政発 [1998] 第 844 号の実施により、国境貿易の秩序が規範化され、国境貿易企業間の過熱な競争が次第に緩和されることになった。1999 からは、雲南省政府は、国境貿易の持続可能な発展を促すため、一連の新たな優遇政策を実験的に打ち出した。これによると、通常貿易における輸出税還付政策を模倣し、国境貿易企業に対しても輸出税還付の政策を適用させた。そして、国境貿易企業に対外経済技術協力経営権を与えた。国境貿易での輸出商品について、国が重点的に管理する商品を除き、ライセンスの取得義務が免除され、代わって、登録制度が導入される。木材、翡翠、籐、牛皮革などミャンマーからの輸入商品に対する新規増加税を「先徴後返」（まず徴収してその後還付）、バーター貿易の免税、木材の輸入経営権の緩和策なども打ち出されている。加えて 1997 年に発生した東南アジア経済危機も底入れに入り、中緬国境貿易は徐々に回復軌道に乗ってきた。

2001 年 1 月 1 日、中国政府は、『西部大開発のいくつかの政策措置の実施に関する国務院の通達』（国発 [2000] 33 号）を施行し、2001—2010 年の間に、国境貿易に関する更なる優遇政策を実施し、輸出の税還付、輸出入商品の経営範囲、輸出入商品の割当額、ライセンスの管理、ヒトの往来などの分野において、規制を緩和させる。2000 年 6 月 6 日、中緬両国政府は、『未来の二国関係と協力の枠組み文書に関する共同声明』を発表した。これによると、両国政府は 1994 年に締結した『国境貿易に関する諒解覚書』の精神に従って、国境貿易を絶えず強化し、規範化し、相互補完と平等互惠

の精神を堅持し、二国間貿易の持続、安定かつ健全な発展を促進させる。また、両国の企業間における工事請負と派遣労働の協力を利便を図る。さらに、農林水産業および観光業における協力関係を拡大し、技術移転、製品加工、機械製造、人材育成などの分野における協力を奨励することとした²⁸。

2001年12月11日、中国は悲願のWTO加盟を果たした。2002年1月以来、中国政府は段階的に輸入関税率²⁹を引き下げてきた。輸入平均関税率は、WTO加盟前の15.3%から2005年の9.9%、さらに2009年末の9.8%に引き下げられる。そのうち、農産品の平均関税率は18.8%から15.2%、工業製品は14.7%から8.9%にそれぞれ引き下げられている³⁰。中国のWTO加盟とほぼ同時期の2001年11月6日、中国総理朱鎔基とASEAN諸国首脳は、ブルネイでのASEAN+1(中国)首脳会議において、中国-ASEAN自由貿易地域(China ASEAN Free Trade Area: CAFTA)に関する自由貿易協定の10年以内締結の要望を正式に表明して、事務レベルの協議を立ち上げることで合意した³¹。2002年11月4日、中国とASEANは、全面的経済協力枠組協定(貨物貿易協定)に調印した。2004年1月1日からアーリー・ハーベスト・プログラム(Early Harvest Program: EHP)による関税引き下げが開始され、これにより、野菜、果物、肉類、魚介類、乳製品などの農水畜産物を中心に8品目の自由化が前倒で実施された。また、中国では、2005年7月からノーマル・トラックの関税引き下げが始まった。2010年までにASEAN-6(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)、2015年までに新規加盟国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)の関税撤廃が予定される。また、『サービス貿易協定』が2007年1月14日に調印され、2007年7月1日に発効した。2009年8月15日に、タイのバンコクでCAFTAの『投資協定』が調印された。これによって、CAFTAの主要協議は終わった。2010年1月

²⁸ 中国外交部HP(2003年7月1日掲載)。

²⁹ 中国の輸入関税は複税制に属し、4種類の異なる税率を採用している。『税関輸出入税則』(2008年版)に基づき、輸入関税は最恵国税率、暫定税率、協定税率、特惠税率、普通税率に分類される。

³⁰ 新華社HP(2009年12月15日参照)。

³¹ 『日本経済新聞』2001年11月6日。

1 日から、CAFTA は予定どおりスタートし、双方の約 7000 品目の製品はゼロ関税と
なっている。そのなか、ミャンマー原産の商品に対しては、中国は、すでに 2004 年 1
月から、EHP に基づき、596 品目の輸入関税を減税しており、110 品目の輸入関税を
免除した³²。さらに中国は、2006 年 1 月 1 日から新たにゼロ関税の適用に当たる 87
品目を追加し、ミャンマーからの輸入増大を促進しようとしている。2008 年 1 月 1 日
から、CAFTA の協議に従って、ミャンマー産の一部輸入商品に特惠税率が適用され
る。これにより、ミャンマー産輸入商品のうち、約 90% の品目は中国による一方的な
ゼロ関税の対象になった（畢世鴻 [2008a:184]）。

2008 年 1 月 18 日、中国政府は、『国境地域経済貿易発展を促進する問題に関する
国務院の回答書』（国函 [2008] 92 号）を發し、同年 11 月 1 日から、国境小額貿易
における輸入関税と輸入関連付加価値税を半額に減税する政策を取り消すと宣言し
た。加えて 2008 年 11 月 1 日、中国政府は『国境貿易の発展を促進させるための財
政・税務政策に関する通達』（財関税 [2008] 90 号）を施行した。これによると、
国境貿易の発展に対する支持をいっそう拡大するため、2008 年から毎年 20 億元特別
財政支出を行い、もって国境地域のインフラ整備、企業支援と民生改善などを充実
させる。輸入関税と輸入関連税を免除する互市貿易取引の輸入商品の上限額を 1 人 1
日当たりで 8000 元まで大幅に引き上げる。国境小額貿易で輸入される商品に対して
は、法定税率に基づいて輸入関税と輸入関連税を徴収する。この政策変動により、
国境貿易企業は、輸入関税と輸入関連付加価値税に関する半額減税政策を享受でき
なくなるが、ミャンマーから輸入される大部分の商品が CAFTA ゼロ関税または特惠
関税の対象になっており、かつ国からの財政特別支出支援を取得できる。加えて、
徳宏州などの国境地方政府は、ミャンマーからの輸入を促進し、木材などの輸入商
品に対して、税減免措置を取っている。そのため、表 4 に示すとおり、2008 年の中

³² ジェトロHP（2009年4月1日参照）。

緬国境貿易額³³は、2007年に比べて33.4%の大幅増加となっている。

表4は、中緬貿易総額における国境貿易の割合を表している。2001年以降、ミャンマーからの輸入における国境貿易の割合は、顕著な上昇が観察される。とりわけ2008年には、国境貿易は中国の対ミャンマー輸出の46.3%、輸入の71.6%を占めた。また、表5に示すとおり、中緬国境貿易関係では、中国側の輸出品目は、自動車（オートバイを含む）、電気機器、機械設備、合成繊維、燃料、鉄鋼製品、化学品、紡績製品、薬品など多岐にわたる。一方、ミャンマーからの輸入品目は、木材、鉱石、農林水産品などの一次産品が90%以上を占めている。これらのことから、ミャンマーが自然資源を輸出し、消費財・生産財・資本財などあらゆる必需品を中国からの輸入に依存しているといっても過言ではない。

表4 中緬国境貿易の推移（単位：100万ドル、%）

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
国境貿易輸出額	263.3	293.5	261.2	358.3	446.3	500.6	540.6	656.0	800.4	915.4
伸び率	—	(11.5)	(△11.0)	(37.2)	(24.6)	(12.2)	(8.0)	(21.3)	(22.0)	(14.4)
輸出総額に占める割合	(64.8)	(59.1)	(52.5)	(49.4)	(49.1)	(53.3)	(57.8)	(54.3)	(47.3)	(46.3)
国境貿易輸入額	55.1	66.9	93.7	105.4	134.5	164.5	223.5	166.8	231.6	461.4
伸び率	—	(21.3)	(40.0)	(12.5)	(27.6)	(22.4)	(35.9)	(△25.4)	(38.9)	(99.2)
輸入総額に占める割合	(54.3)	(53.6)	(69.8)	(77.0)	(79.3)	(79.5)	(81.5)	(66.0)	(62.5)	(71.6)

注：国境貿易は「昆明税関で通関した輸出入」と定義する。括弧内は%。

（出所）中国税関（World Trade Atlas Database）統計により検索計算。

³³ ここでは、中国雲南省にある全税関を総括管理する昆明税関を通関したミャンマー向けの財の取引高を国境貿易額と定義する。ミャンマー向けの財が昆明税関を通過するということは、その大方が中緬両国の国境ゲートを通過した貨物と見なすことができるだろう。また、昆明税関を通った貨物が、わざわざ中国の沿海地域を経由してヤンゴン港まで運ばれ、または空路を通じてミャンマーに搬送されるケースは少ないと考えられるのである。

表5 中緬国境貿易主要品目（単位：％）

	順位	品 目	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	輸 出	1	自動車と部品	2.3	3.4	5.9	15.4	22.7	15.9	9.3	10.5	13.6
2		電気機器	11.4	13.8	7.6	5.5	6.7	7.6	7.4	7.0	7.7	13.1
3		機械設備	7.8	7.9	7.2	7.2	5.9	8.5	9.4	7.7	9.6	13.0
4		合成繊維	12.8	12.1	11.4	6.7	3.6	6.3	9.1	8.8	8.4	7.2
5		鉱物性燃料	5.8	7.1	10.5	8.2	9.8	11.3	15.5	16.4	11.1	6.8
6		鉄鋼製品	2.5	2.2	2.9	3.4	3.1	3.6	4.7	4.3	5.3	5.6
7		有機化学品	0.6	0.7	1.4	4.9	2.8	1.7	2.9	1.5	5.2	3.6
8		綿と綿織物	7.0	7.2	8.3	9.0	8.2	5.0	4.4	4.0	2.8	2.9
9		無機化学品	1.9	2.1	2.4	2.0	1.7	1.8	2.2	1.9	2.3	1.8
10		医療用品	3.7	3.3	3.4	2.5	2.1	1.9	2.1	1.6	1.7	1.8
11		その他	45.0	40.2	39.8	35.2	42.7	36.4	33.5	36.3	32.3	32.2
輸出合計(100万米ドル)			263.3	293.5	261.2	358.3	446.3	500.6	540.6	656.0	800.4	915.4
輸 入	順位	品 目	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	1	木材	43.0	59.8	63.7	69.8	73.6	74.8	71.9	61.6	45.8	32.1
	2	食用果実	0.8	0.9	5.0	2.1	1.5	2.7	2.2	2.3	8.3	16.0
	3	鉱石	7.1	5.4	5.7	7.9	6.7	6.5	11.8	9.9	16.0	14.0
	4	ゴム	0.3	0.5	0.7	1.1	2.7	6.7	3.6	12.1	10.5	12.0
	5	野菜	1.4	1.7	0.7	0.6	0	0	0.1	0.3	3.8	8.6
	6	水産物	0.4	1.6	4.0	1.4	0.2	0.2	0.3	0.3	4.1	6.6
	7	採油用果物	5.3	13.8	8.4	7.2	8.1	0.9	2.1	3.9	2.5	4.5
	8	塩、硫黄、土石	19.2	10.9	6.5	5.0	3.1	2.6	1.7	2.4	1.9	1.2
	9	穀物	0.1	0	0	0.2	0	0.2	0.4	0.6	0.9	1.0
	10	砂糖	0	0	0.7	0	0	0	0	0	0	0.8
	11	その他	22.8	5.4	4.6	4.7	4.1	94.6	5.9	6.9	6.2	3.2
輸入合計(100万米ドル)			55.1	66.9	93.7	105.4	134.5	164.5	223.5	166.8	231.6	461.4

注：国境貿易は「昆明税関で通関した輸出入」と定義する。順位は2008年の統計を基準にした。
（出所）中国税関（World Trade Atlas Database）統計により検索計算。

4.2 人民元決済の承認

2003年までの長い間で、中緬国境貿易の場合、現金決済³⁴、当事者間での輸出入額の相殺（事実上の物々交換）、または非公認の決済業者（闇両替屋）による決済が大部分を占めているため、銀行振替決済が少なく、国境貿易に対する金融当局の管理が空白状態ともいえ、密輸、マネーローダリング、脱税などの違法行為が行われやすい環境にあった（邵源春・于敏 [2004:19]）。国境貿易における現金決済を減少させ、

³⁴ 1993年3月1日に施行された『中華人民共和国国家貨幣出入国管理方法』およびその後中国人民銀行の関連規定によれば、現在、中国人または外国人は出入国の際に、1人1回当たりで所持できる人民元現金の限度額が2万円とされる。

銀行振替決済を促し、もって上記のような非合法行為を撲滅させるため、2003年9月1日、中国人民銀行（中央銀行）は『人民元銀行決済口座管理方法』を公布した。当該規定は、主には中国国内の法人または国民に向けるもので、外国人の口座開設に対しては原則的な条項のみで、あいまいな条項が残されている。その結果、ミャンマー人は、中国の国境都市の銀行で、「出入国通行証」、「臨時通行証」またはミャンマーのIDカードのいずれかを提出すれば、人民元の口座を開設することができる。雲南省金融当局の調査結果によれば、瑞麗の銀行で預かっている人民元のなか、40%余りがミャンマーの業者または個人による預金である（尹以荘 [2008:2]）。2003年10月1日、国家外国為替管理局は、『国境貿易外国為替管理方法』を施行した。これによると、国境貿易企業は、中国の国境地域にある銀行で、隣国貨幣で決済する国境貿易口座を開設できる。隣国の貿易機関は、中国の国境地域にある銀行で、外国為替口座、隣国貨幣国境貿易口座と人民元国境貿易口座を開設できる。しかし、当該口座は国境貿易にしか使用されない。

ところが、21世紀に入り、中国経済力の増強および対外貿易の拡大に伴い、人民元の自由化を図る動きが活発に見られるようになってきている。2008年米国発の国際金融危機が深刻化するにつれて、機軸通貨としてのドルへの信認が問われるようになり、国際通貨体制改革の機運が高まっている。その一方で、中国では、巨額に上る外貨準備が高いリスクにさらされていることが明らかになっている。これを背景に、人民元の国際化への模索は本格化している。その先頭に立ち、まず人民元を近隣諸国との貿易決済に自由に使用できる貨幣として、実際に人民元が貿易決済に使用されているミャンマーが中国の視野に入ってきた。そこで、中緬国境貿易による人民元決済を促し、企業の外貨決済による外国為替リスクを無くし、かつ現金決済による密輸の取締りのため、雲南省政府は、中央政府に対して、雲南省の対ミャンマー国境貿易における人民元による決済の場合でも、税還付優遇政策を受けられるよう働きかけた。2003年7月、中国総理温家宝はこれを雲南省で実験的に導入することに同意した。そこで、2004

年1月1日、財政部と国家税務総局は『人民元で決済する国境小額貿易輸出貨物に対する税還付（免税）試行の通達』（財税〔2003〕245号）を施行した。すなわち、銀行振替で決済する輸出貨物について、納付した付加価値税と消費税の70%を還付する。現金で決済する輸出貨物について、納付した付加価値税と消費税は40%しか還付しないとした。しかしこれとは対照に、外貨で決済する際には、100%の税還付が取得できる政策が既にあったため、企業にとって外貨で決済するほうが有利である³⁵。財税〔2003〕245号に関して、人民元決済による税還付の比率が低く、国境貿易企業はこの決済による損失のほうが大きいと判断し、なかなか実行に移さない。結果として、財税〔2003〕245号は効果がなかったといえる。

国境貿易企業が人民元決済に積極的に参入することをいっそう促すため、2004年10月1日、財政部と国家税務総局は『人民元で決済する国境小額貿易輸出貨物に対する税還付（免税）に関する財政部、国家税務総局の補足通達』（財税〔2004〕178号）を施行した。それによると、銀行振替で決済する輸出貨物について、納付した付加価値税と消費税の100%が還付されることになる。現金で決済する輸出貨物については、依然として納付した付加価値税と消費税を40%還付する。また、従来の外貨決済の場合、その付加価値税と消費税に関する税還付手続きを完了させるためには、通常3ヵ月から5ヵ月までの長い期間が必要とされていた。しかし、人民元決済の場合には、税還付手続きの期間は1ヵ月まで短縮されている。これにより、国境貿易企業の人民元決済を実施する意欲が高まり、人民元で決済するケースも増えてきた³⁶。ミャンマー政府としても、密輸を撲滅する観点から、中国側の銀行振替決済システムに対して賛同の意を表明した。一連の協議を経て、中緬両国金融当局者は、2009年11月、国

³⁵ 雲南省商務庁の試算によれば、国境貿易企業にとっては、人民元から米ドルに両替して決済する場合、その両替のコストが1米ドル当たりで0.05-0.08元がかかる。しかし、この0.05-0.08元のコストさえ払えば、付加価値税と消費税の100%が還付されるため、企業にとって1米ドル当たりで事実上0.22-0.25元の増収となる。人民元決済における40%-70%の税還付に比べて、米ドルで決済するほうが有利だといえる。その結果、徳宏州で登録した197社の国境貿易企業のなか、輸出における人民元決済の税還付政策を施行する企業は1社もない。保山市の3社の国境貿易企業は、これを実験的に導入したが、収益がかえってマイナスになった。

³⁶ 雲南省商務庁の統計によると、2005年、対ミャンマー国境貿易輸出における人民元決済に関して、雲南省の税還付額は2.53億元であったが、2007年は2.78億元、2007年には3.51億元まで伸びている。

境貿易の決済を迅速化させるため、銀行システムを利用することで合意した。これによると、2010年からは、まず、瑞麗とムセの両都市にある商業銀行の間で、振替決済のテスト運転が開始される見通しである（MEMI [2009:11]）。

一方、2003年7月、米国政府は、自国企業による対ミャンマー新規投資を禁止する1997年の経済制裁政策を踏まえて、ミャンマー製品の全面的な輸入禁止、米国にあるミャンマー軍事政権の資産の凍結、ミャンマーへの米ドル流入の阻止といった新たな制裁に踏み切った。欧州連合（EU）とカナダなどもこれに追随した³⁷。これは、欧米輸出市場を失ったミャンマーにとっては、泣き面に蜂のことである。欧米諸国の経済制裁に対抗するため、ミャンマー政府は、2003年8月5日、商業省、水産省、工業省、国境貿易管理局などの関連省庁を集め、中国、タイ、インドなど近隣諸国との貿易関係をいっそう拡大する訓令を発して、対外貿易決済貨幣と輸出入商品に対する規制を緩和させた。それにより、それまで対外貿易の決済貨幣はほとんど米ドルであったが、人民元など隣国の貨幣も決済貨幣として公式に利用されるようになっていく。貿易業者の輸出入自由度も拡大されている。貿易業者は、政府が指定した輸出商品総額の10%に相当する商品を輸入すれば、残りの90%を自由に輸入できる（宏研 [2004:29]）。さらに、2006年、ミャンマー商業省は、2006/2号公告を公布し、以下の内容を宣言した。すなわち、国境地域の繁栄と安定を維持するため、国境貿易を長く存続させ、ミャンマー対外貿易総額における国境貿易の比重を30%前後、通常貿易を70%前後を維持するとしている（李淳燕 [2007:21]）。

4.3 国境貿易区から国境自由貿易区へ

2000年7月1日、雲南省政府は、WTO加盟の準備に当たるテストプロジェクトとして、また今後発足するCAFTAのモデルとして、かつ中緬国境貿易の更なる発展を

³⁷ 『人民日報（海外版）』2003年12月18日。さらに、2006年1月から、米国政府は、北京におけるミャンマー対外貿易銀行、ミャンマー投資銀行とミャンマー商業銀行の米ドル口座を凍結すると宣言した。これにより、ミャンマー政府は、ユーロによる決済を選択し、かつシンガポールなど第3国経由の振替を黙認せざるをえなくなる。

促進するため、中国政府の承認を経てミャンマーのムセ市に隣接する瑞麗市の姐告において面積 3.14km²の「姐告国境貿易区」³⁸を設立し、保税区分みの優遇政策を提供し、全国に先駆けて「境内関外」管理モデルを実施した。図 1 に示した通り、姐告は瑞麗市に位置するが、瑞麗江という川で瑞麗市内と分かれる。姐告の東・南・北の 3 面がミャンマーのムセ市に隣接し、西側は瑞麗江に臨み、飛び地のようにになっている。姐告は、瑞麗市内から 4km 離れており、そして国境線を挟んで、ミャンマーのムセ中心地までわずか 500m、ナムカムまでも 30km しかない。姐告は、「姐告瑞麗江大橋」を渡ると瑞麗市内に至り、ミャンマーにアクセスしやすい条件と密輸防止のための条件を合わせもつ。瑞麗市内から 2km ほど離れる橋の手前の幹線道路で、税関と検査・検疫のための検問所を設置し、輸出入の貨物に対して検査検疫などの関連業務を取り扱っている。この検問所は第 2 国境ゲートに当たる。中国内地から姐告に入る車両、貨物と物品、または姐告から中国の内地に入るすべての車両、貨物と物品は、橋の手前にある検問所を通過しなければならない。また、図 1 に示すとおり、姐告とムセの国境線を挟んで、出入国管理事務所を設置し、ヒトの出入国管理業務を取り扱っている。この出入国管理事務所は第 1 国境（瑞麗国境ゲート）に当たる。

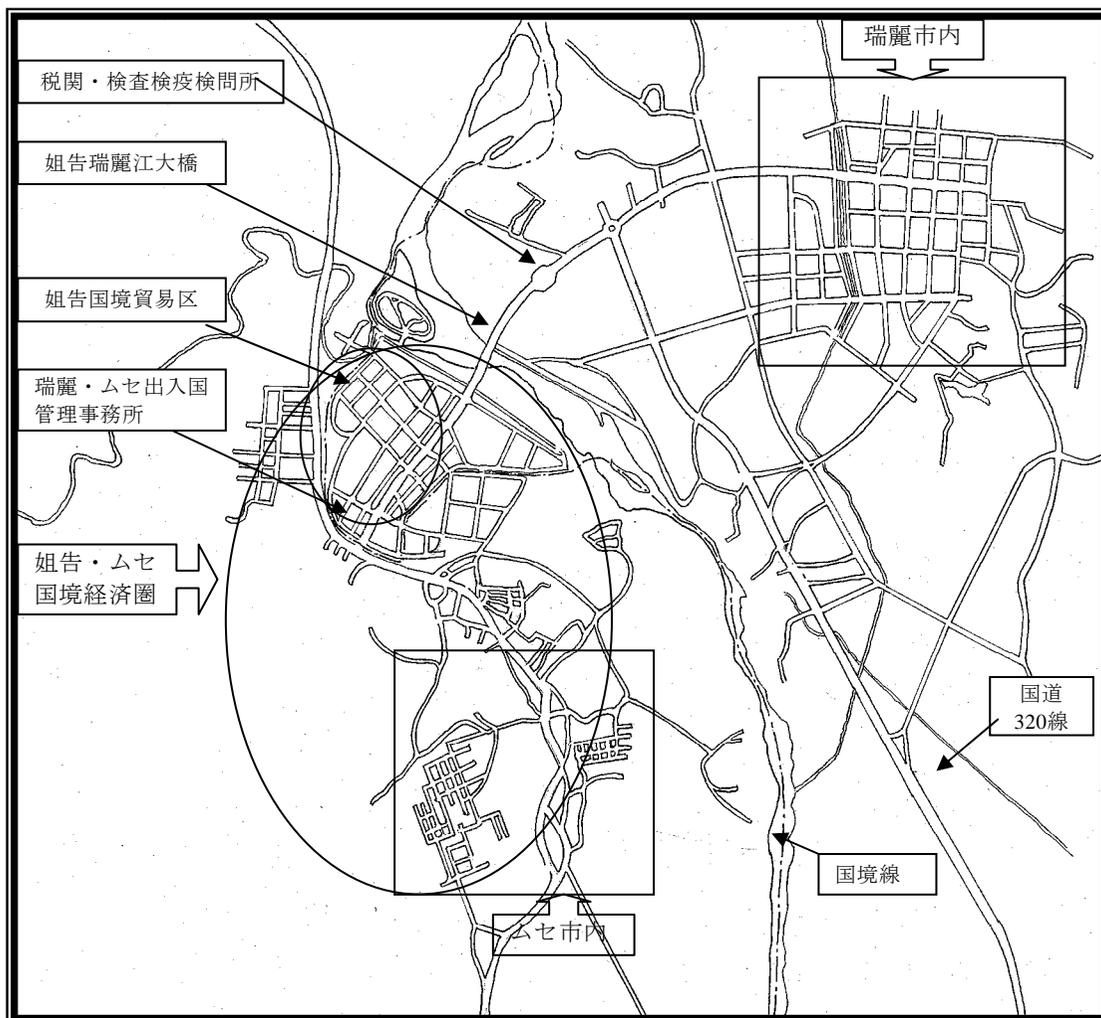
「境内関外」という管理モデルは、すなわち、国境線（第 1 国境ゲート）と税関管理境界線（第 2 国境ゲート）が分かれ、第 1 国境ゲートと第 2 国境ゲートの間にある姐告は、国境貿易区³⁹として指定される。本来国境線で設置するはずの税関と検査・検疫施設を内地（第 2 国境）撤退させ、姐告周辺の中国領土を税関の管理範囲以外の特別地域としている。ミャンマーのムセから姐告に入る車両、貨物、物品は中国税関の管理を受けず、税関申告と関税、輸入関連税の徴収が免除され、姐告から輸送された貨物には国の輸入商品関連の管理規定と徴税政策が適用される。また、瑞麗市から税関の検問所を通過し、姐告に入った貨物と物品は、輸出とみなされる。現在のところ

³⁸ 姐告に関する詳細な論述については、畢世鴻 [2008b:204-205] を参照されたい。

³⁹ 国境貿易区とは、対外開放を拡大して、隣国との経済関係を深めるため、中国政府または国境省・自治区政府が国境地域において特別に指定した隣国との貿易、技術協力などの経済関係を展開できるエリアを指す。

る、中国では、「境内関外」という税関の管理モデルは、唯一瑞麗市の姐告国境貿易区で実施されている。

図1 瑞麗・ムセ国境ゲート周辺の地図



(出所) google earth の地球衛星写真などにに基づき加筆作成。

中国政府からの特別許可を受けて、雲南省政府は姐告国境貿易区において次のような優遇政策を打ち出している。投資・貿易政策については、企業は国境貿易区内で通常貿易、加工貿易、トランジット貿易、国際経済技術協力などの業務を展開することができ、外国企業の人民元による投資が認められている。中国国民と外国企業が国境貿易区内に合弁企業または合作企業を設立することも認められている。国が明確に禁止している商品以外であれば、各国のいかなる商品も国境貿易区内で展示・販売することができる。税制および土地政策に関しては、国境貿易区内に企業を設立する場合は、生産開始日から3年間は企業所得税を免除、その後2年間は半額徴収とされる。また、中国政府が奨励する産業に合致し、投資総額枠内で輸入した自家用設備に対しては、その輸入関税と付加価値税（VAT）が免除される（黒河市委・市政府視察団 [2001:34-35]）。

表 6 2006 年中緬主要国境ゲートの出入国と輸出入の統計

国境ゲート名 (中国側・ミャンマー側)	出入国者 (延べ人数)		自動車出入国数 (延べ台数)		輸出入額 (100万ドル)		貨物輸送量 (トン)	
	出国	入国	出国	入国	輸出	輸入	輸出	輸入
瑞麗・ムセ	2,768,916	2,789,705	452,198	450,185	373.2	26.8	395,239	81,663
畹町・チューコック	208,890	216,308	30,521	31,282	27.1	3.5	31,775	26,358
猴橋・カンバイティ	71,356	74,300	20,689	17,544	10.1	21.2	27,715	518,058
清水河・チンシュエハー	197,334	178,712	40,036	38,778	9.4	5.4	20,069	20,713
片馬・チブウィ	95,190	84,210	32,941	23,268	0.4	3.8	394	107,045
盈江・ライザー	289,932	330,738	58,481	61,463	51.1	57.0	47,676	476,905
章鳳・ルウエージュ	391,241	179,750	38,018	17,507	32.9	3.0	8,928	27,826
南傘・ラオカイン	213,724	232,618	22,276	21,250	8.2	2.3	44,846	91,273
滄源・パンワイン	72,996	77,507	18,533	19,354	3.3	9.1	11,775	57,671
勐阿・パンカム	366,496	338,466	47,071	49,480	23.1	61.5	98,604	167,593
打洛・マインラー	124,851	126,006	32,262	29,485	29.7	7.7	49,987	71,263
合計	4,800,926	4,682,320	793,026	759,596	568.5	201.3	737,008	1,646,368

(出所) 雲南省商務庁の関連統計資料に基づき加筆作成。

その結果、1996年以降、中国とミャンマーの国境貿易優遇政策が縮小されるにつれて瑞麗国境ゲートの貿易量は年々減少したが、上記の「境内関外」が実施されるや、同年度の姐告国境貿易区の輸出入額は一挙に15.2億元に達し、前年同期比38%増となり、貨物輸出入総量も28万トンで前年同期比22%増となった。互市貿易額は1.74億元で前年同期比1.2倍増となった。姐告から出入国した観光およびビジネス関係者は延べ458万人、出入国車両は延べ64万台に上り、今や姐告は雲南省最大の国境貿易と観光のための国境ゲートに成長している。そして、2005年の姐告経由の対ミャンマー国境貿易額は、同年度の中緬国境貿易総額の約50%を占めることになった。また、表6に示すとおり、2006年の中緬主要国境ゲート別の統計によれば、姐告にある瑞麗国境ゲートは、出入国者、自動車出入国数、輸出入額において、いずれもトップの座を維持している。

一方、ミャンマーでは、2005年に入ると、ミャンマー政府は全国の国境ゲートにおける行政組織を効率化するため、国境貿易局、税関、歳入局、警察、入国管理局、ミャンマー経済銀行(MEB)の6つの部署を一元化して国境貿易事務所に再編し、ワン・ストップ・サービスを提供している(国際金融情報センター[2005:2])。これに合わせて、ミャンマー政府は2006年2月、姐告に隣接するムセの国境ゲートから105マイル⁴⁰検問所までの300km²を自由貿易区とし、輸出入手続きを効率化し、貿易振興をはかった。ミャンマー政府は散在していた通関や検査施設、倉庫などを集め、企業誘致活動も開始した⁴¹。民間活力を利用した大規模な開発と建設が行われ、様々な優遇政策によってムセ市は短期間に劇的な変化を遂げることになった。ミャンマー国内の物資は105マイル検問所を越えてムセに入る場合は輸出とみなされる。一方、中国からムセに入っても105マイル検問所を越えない外国物資については輸入品とみなさないことになっている。また、ミャンマー政府はムセの貿易量を増やすことを目的に、

⁴⁰ 「105マイル」という場所は、ムセ市に属するが、ミャンマー政府幹部の説明によれば、ラショウから、105マイルに相当する地点にあるため、105マイルといわれることになったのである。

⁴¹ 『日本経済新聞』2006年2月27日。

40億米ドルを投入して105マイルでの税関などの検問所の大規模拡張工事を行っている。貨物の通関スピードを速めるために、輸出入検査区に12レーンの車両通路が設置され、ムセは今やミャンマー最大の陸路国境ゲートとなり、ムセ自由貿易区はミャンマーにおける最大規模かつ政策的に最も優遇された対外貿易区として、その輸出入額はミャンマーの陸地輸出入貿易総額の50%、ミャンマーの国境貿易総額の75%を占めるまでになっている（黄光成・孫可欽 [2003:17]）。

ところで、その他の国境ゲートまたは国境通路においても、国境貿易が頻繁に行われていることも事実である。とりわけカチン州とシャン州の国境地帯は、その大部分が諸少数民族武装勢力⁴²の支配下にある。そのため、現実的には、ミャンマー政府が直接管轄できる中国との国境線は、チューコック、ムセ、ナムカムとルウエージュ周辺のみならず300kmしかないのである。これによって実効支配の面積で換算すれば、ミャンマー政府が直接管轄している中国に隣接する国境地帯は、わずか15%に過ぎない。これは、ミャンマーと中国の国境地帯の多くは少数民族が居住する山岳地帯にあり、歴史的に国境貿易それ自体が少数民族の利権になっていることが多いためである。各少数民族武装勢力が実行支配する特別区では、ミャンマー政府から治外法権的な権利が与えられ、自由な国境貿易が許された。少数民族武装勢力は、国境貿易に独自の関税や通行料を課し、もって特別区の財政を補填している。

2010年の総選挙を前にして、ミャンマー軍事政権は、こうした少数民族武装勢力の特権を剥奪し、国家への再統合を目指した。さらに、ミャンマー国軍は、停戦合意を結んでいる少数民族武装勢力に対して、特別区の自治組織を政党化して総選挙に参加して、武装勢力の事実上の武装解除となる国境警備隊への編入を要求してきた。2009年8月下旬から9月上旬にかけて、ミャンマー国軍とシャン州第1特別区を実効支配する少数民族であるコーカン族の武装勢力（Myanmar National Democratic Alliance

⁴² ミャンマーの人口はビルマ族が約3分の2を占め、ほかは約130に上る少数民族である。1948年のイギリスからの独立後、多くの少数民族武装勢力が、独立や高度の自治を求めてミャンマー国軍と交戦していた。ミャンマー軍事政権は1989年から各勢力と和平交渉を進め、主要な17組織と停戦協定を締結したとされる。

Army: MNDAА) との間で、武装衝突が起こった。その直後、MNDAА のリーダーであった彭家声 (Peng Jia Sheng) が行方不明となり、新しくリーダーとなった白所成 (Bai Suo Cheng) は、国境警備隊への編入を承諾した。2009年12月4日、ミャンマー国軍の立会いで、MNDAА から国境警備隊への編入式が、コーカンで行われた。ミャンマー国軍は、今回の MNDAА との戦いで、その他の少数民族武装勢力に対しても、政治と軍事的な圧力を強めていこう。今後、中緬両国国境地域における同様な事態が、国境貿易の行方にどのような影響を与えるか、注意深く見守る必要がある。

第5章 中緬国境貿易の成果および問題点

1980年代以来、中緬国境貿易は安定的に成長した。90年代になると、中緬国境貿易は雲南省対外貿易における主要部分となり、中緬経済関係においても重要な地位を占めてきた。その結果として、中緬国境貿易は、雲南省とミャンマー国境地域の経済と社会の発展、そして中緬両国の善隣友好関係の深化に対して積極的な役割を果たしている。しかし、中緬国境貿易に関していくつかの問題点も明らかになってきた。

5.1 中緬国境貿易の成果

5.1.1 中緬貿易総額に占める高い比重

1980年代以来、中緬国境貿易は絶えず拡大しており、ミャンマーと雲南省の対外貿易において大きな比率を占めている。1988年の中緬国境貿易額は2.3億米ドルで、同年の中緬貿易総額の85%を占めていた。1989年には、中緬貿易総額に占める中緬国境貿易額（2.7億米ドル）の比率は86%となった。1988-1993年の間で、中緬国境貿易の年間平均伸び率は、30%に達した（陳菲 [1995:59]）。ミャンマーは、国境貿易の発展によって、雲南省の最も重要な貿易相手国となっている。対ミャンマー国境貿易を最も早く開始した徳宏州の例を挙げると、1985-1995年の10年間に、互市貿易額は35億人民元余りにも達している（李潔・趙雲忠 [1997:172]）。1990-1995年の5年間、中緬国境貿易額は30%といった年間平均伸び率で拡大していた。中緬国境貿易額は1996-2001年の5年間は下落していたが、2002-2008年の6年間には、依然として25%の年間平均伸び率を維持している。また、表4の貿易統計によれば、2008年の中国の対ミャンマー輸入総額における国境貿易輸入額の割合は71.6%で、同年度の対ミャンマー輸出総額における国境貿易輸出額の割合も46.3%である。2008年の中緬

国境貿易額は、中緬貿易総額の59%を占めている。これにより、中緬国境貿易は、中緬貿易における重要な地位を占めることが明らかになった。中緬国境貿易の興隆は、ミャンマーに対する先進諸国の経済制裁とも無関係ではない。欧米先進諸国から厳しい制裁を科され、銀行間でのドル決済にも困難を生じている現状では、人民元とチャットで決済できる国境貿易は、ミャンマー国内の需要を満たすための重要なルートとなる契機を与えているといえよう（工藤 [2006a:18]）。

5.1.2 国境貿易に参入する雲南省企業の規模の拡大

長年の努力を経て、雲南省では、国境貿易を専門的に取り扱う企業が現れてきた。保山、徳宏、臨滄、普洱、シーサンバンナーなどの国境地域においては、対ミャンマー国境貿易輸出入加工拠点が形成されている。これらの企業は、タバコ、縫製、軽工業、建築資材、医薬、化学工業、電気機器、日用品、食品などの分野において一定の生産規模を維持できるようになった。数多くの製造型企業は、国境地域において国境貿易を専門的に取り扱う部門を設けて、売買などの仲介コストを節約し、かつミャンマー市場に接近する利便性を活用し、企業自身の知名度アップと収益増加に役立っている。1997年末までの統計によれば、対外貿易経済合作部から認可された雲南省の国境貿易企業は898社に達しており、そのなかの大半は、対ミャンマー国境貿易を専業に行っている（欧陽国斌 [1998:270]）。

5.1.3 中国商品のミャンマー市場開拓に果たす大きな役割

ミャンマーにおける農業を基盤とする産業構造の状況は、今日に至っても変わっていない。とりわけ工業製品自給率の低いカチン州、シャン州など中国に隣接する地域では、日用雑貨、縫製品、家電製品、食品、建築資材、電気機械、化学製品など、廉価な中国製品に対する需要は高まっている。中国からの商品は、陸路で姐告、畹町、弄島、章鳳などの国境ゲートを通関してラショー経由でマンダレーへと流通している。

マンダレーを中心とするミャンマー北部の市場では、中国製のプラスチック製玩具、扇風機、衣類、タオル、日用品などの低価格消費財や、オートバイ、農業機械、移動用小型発電機などの機械が数多く販売されている。中国研究者による1990年代の調査結果によれば、1985年、ミャンマー北部市場における中国商品の占有率は20%であったが、1987年は65%に達している。1992年には、ヤンゴン市場における中国商品の占有率は25%であり、マンダレー60%、バモー70%、ラショー80%であった。1994年には、ミャンマー北部市場における中国商品の占有率は60-70%前後を維持している。ミャンマーに輸出された中国商品のなか、雲南で生産された商品は、30%前後を占めている（李潔・趙雲忠 [1997:174]）。また、実態を把握するのは困難であるが、その一部の商品は、トランジット貿易、国境貿易または密輸を通じてさらにタイや、バングラディシュ、インドなどへ再輸出されていることが憶測されている。筆者は、2003年以来数回にわたって、タイ東北地域の国境の町メーサイ（Mae Sai）を訪れたが、ミャンマー側のタチレク（Tachilek）から多くのミャンマー人が毎日国境を越えて取引を行っている様子を観察した。メーサイの店舗では、多くの中国商品が取り扱われていた。また、決済の際、ほとんどの商人が人民元やタイ・バーツを使用している実態を目撃した。

5.1.4 中国におけるミャンマーからの一次産品の確保

中国は、長年の高度経済成長のため、深刻な資源不足の問題に直面している。これゆえ、ミャンマーからの木材、天然ゴム、鉱産物、水産物、農作物、天然ガスなどの一次産品に対する需要が年々上昇している。また、ミャンマー産の翡翠は、中国では、他の宝石よりも価値が高いとされ、腕輪などの装飾品や器、精細な彫刻をほどこした置物などに加工され、利用されてきており、古くから人気が高い。こうして、ミャンマーから輸入される一次産品のなかでも、木材と翡翠は大口商品であり、輸入額の50%以上を占めている。その他の主要商品は、豆類、藤、水産物、ゴマ、鉱産物、綿、コ

ーヒー、茶などである。ミャンマーから輸入されるこれら一連の商品に関しては、その大半が中国の内地において消費される。例えば、1994年瑞麗国境ゲートがまとめた輸入商品の行き先統計によると、輸入された木材の46%は、広東省、江蘇省、上海市、安徽省などにおいて販売されている。翡翠の85%は、広東省、遼寧省、湖北省、北京市、河南省など13の省において販売される。水産物の73%は全国50余りの都市において、藤の95%は広東省と四川省など4つの省において、ゴマの80%は広西チワン族自治区、遼寧省、湖北省、天津市など5つの省において販売されている。その他の豆類、マンゴ、こんにゃく、ダウン、牛皮などは、すべて中国内地のオーダーに基づいて輸入されたものである（朱振明 [2000:56]）。

5.1.5 中国国境地域の経済と社会発展に貢献

中緬国境貿易の急速な発展により、雲南省は、中国対外開放の最前線から遠く離れる辺境にあったが、却って、東南アジア市場進出の中心的な位置を占めることになった。とりわけミャンマーに接する国境地域は、国境貿易規制緩和の好機をつかみ、高度経済発展を実現した。例えば、対ミャンマー国境貿易を比較的早い時期に開始した徳宏州についていえば、1984年全州の税収はわずか3000万人民元余りであったが、1993年には2億人民元を突破し、10年間に7倍に増加した（周域 [1999:61]）。表7に示すとおり、1991年の国境貿易から得た財政収入は、徳宏州全財政収入の50%を占めており、史上最高を記録した。その後、徳宏州全財政収入に占める国境貿易の貢献率は次第に低下したが、それにしても大きな比率を保持していたといえよう。また、国境貿易の発展による恩恵を受けて、国境地域に長く居住する少数民族は、より多くの経済収入を獲得して、貧困状態から脱出することになった。また、1988年以前、瑞麗では国境住民による少量の互市貿易が行われているだけであったが、その後、国境ゲートができ、1995年の輸出入総額は30.4億元、貨物取扱量50万トン、出入国者数は延べ305万人に達した。

表7 徳宏州全財政収入に占める国境貿易の貢献率（単位：％）

年	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
比重	20	38	48	45	48	50	49	42	32	34	31

（出所）雲南省計画委員会の統計に基づき作成。

姐告はかつて瑞麗市における最も貧しい地域のひとつであったが、姐告国境貿易区の発足以来、ミャンマーとの経済交流を深めながら、木材加工、宝石加工、倉庫業、卸売市場の建設および不動産開発や観光開発に力を入れている。とりわけ「境内関外」という特殊な税関管理方式が実施されて以降、姐告国境貿易区では、それまでの単一的な国境貿易や国境住民による互市交易だけでなく、通常貿易、加工貿易、トランジット貿易などの貿易も行われるようになり、経済協力の分野でも単純な輸出入から双方向の投資とサービス貿易までに拡大されるようになった。今や姐告国境貿易区は瑞麗市財政収入の増加、地元住民の就職拡大、少数民族の収入増と生活レベルの向上に大きく貢献した。そして、姐告国境貿易区は中緬両国の重要な貿易中継点になった。瑞麗国境ゲートは、中国の対ミャンマー貿易最大の陸路国境ゲートであると同時に、中緬両国の物流拠点でもある。また、姐告国境貿易区において「境内関外」方式が実施されたことによって、瑞麗国境ゲートは中国で最も開放された陸路型国境ゲートのひとつになった。

5.1.6 ミャンマー国境地域の後発発展状態の脱出

中緬国境の全面開放と国境貿易の急速な発展がミャンマー国境地域に大きな発展の効果をもたらしている。雲南省に隣接するカチン州とシャン州は、ミャンマーにおける後進地域であった。中国との国境貿易の拡大により、これらの地域は、中国との補完的な貿易関係を活用し、一次産品を中国に輸出し、これをもって安価な工業製品と日用品を輸入し、現地の需要にある程度充たせている。シーサンバンナー州に隣接す

るミャンマー・シャン州第4特別区のマインラーは、国境観光ビジネスに乗り出し、サービス業が大きな発展を遂げている。マインラーの町は、かつての藁葺き屋根の小さな村から、今日の近代的なホテル、寺院、レストラン、売店などが揃う都市までに発展してきたのである。1992-1997年の間、マインラー国境ゲートを通る旅客は300万人を超えて、第4特別区政府は、国境ゲート通関料と観光地入場料のみで2000万人民元余りの収入を得て、財政事情が一気に改善された。そして、中緬国境貿易の急速な発展需要に対応すべく、ミャンマー政府は、中国側の国境ゲートに対応する国境ゲートおよび管理機関を設置し、国境地帯のインフラ整備に力を入れている。さらに、ミャンマー政府は、2006年2月、姐告国境貿易区に隣接するムセ市に自由貿易区を設立し、輸出入手続きを効率化して貿易振興をはかった。ムセは今やミャンマー最大の陸路国境ゲートとなり、ムセ自由貿易区はミャンマーにおける最大規模かつ政策的に最も優遇された対外貿易区となった。現在、ムセの年間輸出入額はミャンマーにおける陸地輸出入貿易総額の50%、ミャンマー国境貿易総額の75%を占めている⁴³。これらの実績に基づき、タンシュエ(Than Shwe) SPDC議長は、ムセ市に対して「国境模範都市」の称号を授けた経緯もある(張麗君[2006:196])。

5.2 中緬国境貿易が直面する諸問題

しかし、現状としては、中緬両国それぞれの事情および国境貿易政策の相違により、貿易管理、税関、検査と検疫、国境ゲート管理、税務、銀行など、国境貿易に関わる両国の関連機関は管理体制、執務業務内容などの面において随所相違がある。また、国境貿易の拡大に関して数多くのプランが提起されているが、実行へ向けた事業水準は決して高いものばかりではない。また、現実に実施されているものは多くはないといわざるをえない。中緬国境貿易で見られた諸問題を、以下のように指摘できる。中緬国境貿易の根底に存在している諸問題に高い関心を払わなければならないのである。

⁴³ 『雲南日報』2007年9月10日。

5.2.1 マクロ経済環境による影響

現在、東アジア域内においては貿易と直接投資を通じた経済的相互依存が深まりつつある。ASEAN では、2010 年（CLMV 諸国は 2015 年）までに ASEAN 自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area : AFTA）の実現に向け、関税の引き下げに取り込んでいる。さらに、サービス分野や安全保障など包括的な統合を進め、2020 年までの「ASEAN 経済共同体」（AEC）設立に向け、統合の加速と進化を目指している。現在のところ、AFTA は完成したとはいえないが、経済統合に向ける準備が着々と進められていることに違いはない。域外の日本、韓国などの先進諸国は、FTA または EPA 交渉などを通じて「ASEAN 重視」姿勢を強化しつつある。競争が一層厳しくなることに鑑み、これらは、中緬国境貿易の拡大に対して一定の抑止作用となる。また、CAFTA の発足により、ミャンマー側の関税引き下げは 2015 年まで猶予されているが、中国がミャンマーに一方的に与えた特惠関税や、中緬通常貿易の関税率は次第に低下し、非関税障壁が撤廃されつつある実情である。さらに、外貨獲得と密輸撲滅の観点から、ミャンマー政府は国境貿易を通常貿易に統合する意欲を終始有している。これにより、本来減免税などの優遇政策に甘んじた中緬国境貿易は、優位性を失い、次第に通常貿易に融合される可能性が十分にあるといえる（陳輝 [2008:123]）。

5.2.2 政策面の諸問題

国境貿易に関する中緬両国政府にはそれぞれの思惑があり、両国の政策と制度において、足並みが必ずしもそろっておらず、政策変動はしばしばある。例えば、1996 年から、中国側は、国内事情により、国境貿易を規制し始めた。その後、ミャンマー側も自国の事情に基づき、対抗策を講じてきた。輸出先行、米ドル決済、輸出入品目の規制、関税とライセンス料の引き上げなど、国境貿易政策の制限は次第にエスカレートした。さらに、ASEAN 加盟を実現したミャンマーにとっては、中国に対する過度な依存を恐れ、タイ、インドなどその他の周辺国との貿易を増加させることによって、

国内とりわけ北部市場における中国商品の依存から脱出しようとしている。また、中緬両国においては、国境貿易における管理と統制などの複合的要因から、国境貿易に関する政策はさまざまな政府機関に属し、統一性と透明な政策決定のシステムが欠けている。両国政府機構の管理状態は合理的なものでなく、機能も重複し、政府の管理機能の優位的配置、配置不足、配置ミス、行政による独占、地域的閉鎖といった状況が依然として存在し、これらが中緬国境貿易の発展を制約している。これらの状況は、国境貿易における商品の輸出入と輸送効率の低下を招いている。この問題は、ミャンマー側においていっそう深刻である。その結果、例えば、輸出入ライセンス料、貨物輸送追加費、国境・道路・橋梁通行料、貨物検査・検疫費などの部分で徴収される費用が高額で、重い企業負担を科している問題がある。

5.2.3 アンバランスな貿易問題

中緬両国における経済格差は大きく、その利害は必ずしも一致しないことである。ミャンマーは、いわゆる後発発展途上国であり、中国との経済格差は大きい。また、両国における貿易発展戦略にも必然的に開きがある。例えば、国境地域のインフラ整備によって、国境貿易の増加が見込まれているが、目下は、中国から付加価値の高い工業製品を輸出する一方、ミャンマーからの輸入商品は大半が付加価値の低い農産物、木材等未加工の一次産品、天然資源等の原材料である。加えて、貿易商品の多様化とその増加はきわめて緩慢である。そのため、ミャンマー側の貿易赤字は拡大傾向の一途を辿っていることである。その背景には、ミャンマーの産業構造が未発達で生産規模が小規模である事情はあるが、それ以上に、ミャンマーが先進工業国から経済制裁を受けている現状の下では、機械設備、電気機器、鉄鋼製品、紡績製品、家電製品、自動車・オートバイなど多岐にわたる工業製品の輸入を中国に依存せざるをえない事情がある。これは、中緬国境貿易におけるミャンマー側の貿易赤字を増大させる最大の理由になっている。その結果、ミャンマーからの輸入商品は、単に、多くないとい

うだけではなく、ミャンマー側の貿易構造に起因しているといわざるをえないのである（畢世鴻 [2008a:183]）。そのゆえ、表4に示したとおり、2007年、ミャンマー側の貿易赤字は史上最高額の5億6880万ドルに達しており、2008年にやや減少したが、4億5400万ドルであり、ミャンマーにとって依然として大きな貿易赤字だといえる。これは、ミャンマーが工業化をめざすうえで不利な状態である。長期的にみれば、両国間のアンバランスな国境貿易関係は、両国関係にも悪影響を及ぼしかねない問題を内包している。

5.2.4 貿易決済の諸問題

中国の人民元とミャンマーのチャットが国際通貨化されておらず、両通貨は貿易決済には自由に使用できない現状である。2009年までの長い間、中緬国境貿易では、人民元とチャットを合法的に決済する金融機関が存在しなかった。両国の商業銀行の間でも決済関係を結んでいなかった。国境貿易企業は、銀行を通じて決済に必要な相手国の貨幣を取得できていないため、闇両替屋を通じて外貨を購入しなければ取引できず、迅速な貿易の決済ができないため、貿易の取引を中止させることがしばしばある。また、チャットの相場が安定していないため、ミャンマー北部では、人民元は、チャットと同時に流通する主要貨幣になる状況が生じている⁴⁴。中緬国境貿易の決済に関しては、主には、中国の国境都市にある銀行を通じて決済する慣習が成立した。ミャンマー人は、中国の国境都市にある銀行で、「出入国通行証」、「臨時通行証」またはミャンマーの身分証明書（IDカード）のいずれかを提出すれば、国境貿易用の人民元口座を開設することができる。また、同一のミャンマー人が、異なる証明書を使えば、中国の銀行で複数の口座を開設することは可能である。これにより、金融当局の監視を容易に逃れることができた。その他、米ドル、ユーロなどの外貨振替において

⁴⁴ 筆者が数回にわたって中国に隣接するミャンマーの国境地域において調査を行った。そこで、人民元が広範囲で使用されていることが分かった。とりわけ、各少数民族武装勢力が実効支配している特別区では、人民元がチャットに代わって主要な貨幣となっており、特別区政府から設立された地場銀行も、主には人民元業務を取り扱っている。しかし、ミャンマー政府が管轄する内地では、人民元の使用が厳しく規制されている。

も、中緬両国銀行間で直接取引されていないため、香港またはシンガポールなどを經由して決済されざるをえない事態が生じている。決済完了までの時間がかかり、銀行手数料が高く、資金の振替が遅いなどの原因で、現在のところ、人民元は依然として中緬国境貿易の最も主要な決済通貨になっている。中緬国境貿易の決済を迅速化させるため、2009年10月、中国農業銀行と中国建設銀行はミャンマー経済銀行との間で、人民元決済協議を結んだ。これによれば、ミャンマー経済銀行がミャンマーに隣接する中国国境都市にある上記の中国農業銀行と中国建設銀行において、国境貿易専用の人民元決済口座を開設できるようになった。これにより、中緬両国金融機関の間における国境貿易決済の不合理な問題は解決し、国境貿易決済の規範化を促すことができた⁴⁵。

5.2.5 国境通関手続きの非能率

全体的に見て、中緬両国とも、税関、動植物検疫、衛生検査、輸出入商品検査、金融機関などの関連部門の足並みは揃えられておらず、企業の情報システムとも接合されていない。企業が通告する諸文書を事前に作成することができないことで、通関手続きが極めて緩慢になってしまうのである。また、中緬両国の休暇制度の相違がある。ミャンマー側一部の国境ゲートでは、週末になると一斉に休日となるため、貨物は中国の国境ゲート側に長く放置されるケースが多くある。実際には、昆明・マンダレー間の道路距離は約1160km余りであり、トラック輸送による所要時間は2日間で可能としているものの、その所要時間の半分は通関と貨物の積替えに費やされている現状がある。

また、中緬両国とも、国境ゲート関連施設の整備が遅れており、越境する貨物や自動車に対する消毒は、いずれも手作業でなされている。それゆえ、消毒作業の非能率は、時々国境ゲート附近での渋滞をおき起こす。さらに、国境での積替えが必要であ

⁴⁵ 新華社HP（2009年10月19日参照）。

るにもかかわらず、筆者が各国境ゲートで観察したところでは、瑞麗、畹町、南傘、清水河、勐阿と打洛の積替え場は、いずれもフォークリフトがなく、わずか数台のクレーン車で作業を行う非能率さであった。クレーンで対応できない貨物は、人力で積替える。しかも積替え場は屋外にあるため、小口貨物の混載輸送の場合、雨天時の貨物に与える影響が懸念された。さらに、中国側の車両がムセの 105 マイル検問所まで輸出入貨物を直接積み卸しできるようになっている。しかし、ムセ国境ゲートから 105 マイル検問所までの 15km 間の道路整備が遅れ、かつミャンマー領内で走行する車両と貨物が中国国内の輸送保険によってカバーされないなどの理由で、中国側のトラックが実際に 105 マイル検問所まで貨物を輸送するケースは少ない。但し、将来的には CBTA 覚書の締結により、「シングル・ウィンドー」通関が瑞麗＝ムセ国境ゲート両方にも採用され、以上のような問題は解決されると思われる。

5.2.6 交通インフラ整備の遅れがボトルネック

近年の中緬国境地域における国境貿易の増加と相容れないのが、物流面で顕著な困難を引き起こしている「ハード面の欠落」現象がある。中緬国境地域では、道路と倉庫の整備状況はまだ遅れている。そして、周辺地域とのアクセス道路はほとんど許容量を越えた状態下にあるため、貨物のスムーズな輸送に悪影響を与えている。国境地域の交通インフラ整備が改善されなければ、増加する貨物の対ミャンマー越境輸送の需要に十分に対応することが出来ず、幹線ルートにおける供給と需要の矛盾はさらに顕在化するだろう。交通インフラ整備の遅れは、すでに中緬国境貿易の発展を阻害するボトルネックになっている。また、ミャンマーの国境地帯における道路は、保守管理が不十分で道路輸送の遅延と貨物の破損を引き起こしている。今後、インフラ整備の加速のために、政府による投資は不可欠であるが、建設・運営・譲渡（BOT）または建設・所有・運営（BOO）方式などを含め、民間資金の導入を如何に円滑化させるかの法的、制度的な整備が緊急な課題であろう。また、中緬両国の国境都市は、いず

れも都市の規模が小さく、インフラ整備が比較的遅れていることもある。現在のところ、瑞麗がやや大きな国境都市に発展したことを除き、中緬国境周辺では、実力のあ
る中心的な都市は依然として少ない。近年以来、雲南省の騰衝、章鳳、孟連、勐海、
景洪などの都市は、物流センター、配送センターなど物流インフラ整備を重点的に企
画している。しかし現時点では、中緬国境貿易の急速な発展に対応できる近代的な物
流施設は依然として不足している。

5.2.7 非伝統的安全保障⁴⁶による影響

近年以来、麻薬販売、人身売買、賭博、地下経済、テロリズムなど越境犯罪の活発
化とエイズ（HIV）、SARS、鳥インフルエンザ、デング熱などの伝染病の流行は、新
たな懸念材料となる。とりわけ「黄金の三角地帯」は、長い間、大量のケシおよび大
麻が栽培されており、ミャンマーのシャン州とカチン州はそのなかでも中心的な地域
であった。また、シャン州とカチン州は雲南省と国境を接するため、中国にとって悪
名高い麻薬ルートになっている。そして、外貨を稼ぐビジネスとして、1990年代以来、
ミャンマーのライザー、ルウエージュ、ムセ、ラオカイン（コーカン）、パンカム、
マインラーなどの国境の町では、数多くのカジノが建設され、そのターゲットがほと
んど国境貿易を通じて越境してきた中国人である。しかし、ギャンブルによるマネー
ローンダリング、拉致、拷問、殺人などの越境犯罪が多発した（International Crisis Group
[2009:16]）。そのため、2005年からは、社会的悪影響を懸念する中国政府の圧力
で、大部分のカジノは営業停止に追い込まれたが、ムセ、ルウエージュ、パンカム、
コーカン周辺では、密かにカジノを引き続き経営しているケースが少なくない。さら
に、2009年8月下旬から9月上旬にかけて、ミャンマー国軍とMNDAの間で、武装
衝突が起こり、3万7000人のコーカン族難民が中国領内に避難してきた。中緬国境地

⁴⁶ 非伝統的安全保障という概念は、比較的最近、とりわけ冷戦後に使われている。これまで軍事を中心としていた安全保障の規範、パラダイムが支配的であったが、それでは対応できない脅威にどう取り組んでいくかという安全保障の課題が近年重要になっている。具体的には、麻薬などの越境犯罪や、環境問題、感染症の問題、さらに広くいえばエネルギー安全保障などの問題である。これらを総じて非伝統的安全保障と呼ばれている。

帯では、一時緊迫した空気に包まれていた⁴⁷。このような越境犯罪や伝染病など非伝統的安全保障問題が顕在化することにより、貨物の通関検査の厳格化、通関時間などの遅延化が起り、貿易費用のいっそうの高騰化を招来している。また、非伝統的安全保障問題は政府による出入国制限や隔離などの政策的措置と出張や旅行などの自粛措置などを結果し、人の移動と活動の縮小、運輸、観光などのサービス業の沈滞を惹き起こすことも考えられる。結果として、中緬国境貿易の発展に重大な影響を与える可能性が予測されるのである。

5.2.8 密輸と不法就労問題

前に記述したように、中緬国境地帯では、国境ゲート以外に多数の国境通路が存在している。人の越境活動は余りにも簡単であるため、近年以来、中緬国境地域における密輸と不法就労事件が後を絶たない。一部の中国業者は、ミャンマー北部のカチン州とシャン州の少数民族勢力と国境貿易契約を結び、ミャンマー側の森林を大量に伐採し、中国側に持ち出した。ミャンマー政府は、現地の少数民族武装勢力がこの貿易活動から資金源を得て中央政府と引き続き対抗することを危惧して、このような行為を密輸と見なし、中国政府に対して取り締まることを再三要求した。中国政府は、ミャンマー政府との友好関係を維持する大局的見地に立って、2005年の後半から、木材の貿易活動を規制し、ミャンマー政府と契約を結ばない業者の木材の輸入を一切認めない方針を取りはじめた⁴⁸。さらに、2006年3月27日、雲南省政府は、ミャンマー原産の木材と鉱産物の輸入を中止すると宣言した（徳宏年鑑編輯部 [2007:277]）。その結果、表5に示すとおり、2006年、木材の輸入額は1.02億米ドルであり、史上最高年となった2005年（1億6059万ドル）に比べて57%の減少となっている。また、

⁴⁷ 実際には、当該事件が発生する1ヶ月の前、筆者は、南傘国境ゲート周辺での現地調査に行く途中、数カ所の検問所で、警察による厳しい取調べを受けた経験を有する。

⁴⁸ 例えば、2005年9月1日、雲南省政府は『中緬国境地域出入国管理の関連事項をいっそう規範化するための雲南省人民政府弁公庁の通達』（雲政弁発 [2005] 155号）を施行した。それによれば、ミャンマー政府と木材の伐採契約を結ばない場合、それに関わる伐採労働者とトラックの出国ならびに木材の輸入を禁止した。

中国では、経済発展が継続することによって、労働力不足の事態が生じてきた。不法就労のため、ミャンマー人が続々と中国側の国境都市に入っており、中国側では、すでに社会問題になりつつある。中国国内の需要を満たすかのように、非合法ではあるがミャンマーから労働力が中国の国境地域、さらには労働力不足に悩む中国の沿海地域に流入している。しかも、その数は猛烈な勢いで増え続けている。一方、ミャンマーでのビジネス・チャンスをめざし、ミャンマーに入る中国人の不法就労者も増えていることは無視できない問題である（畢世鴻 [2010:44]）。

おわりに

総じていえば、中国の対外開放と対外経済関係において、ミャンマーが重要な地位を占めている。1980年代以来、中国は、中緬国境地域の安定化と経済発展を指向して、ミャンマーとの国境貿易を拡大してきた。かつて対立と衝突を繰り返した国境地域は、今や、辺境から対外開放の最前線になりつつある。記述した分析を通して、中緬国境貿易の現状および問題点から見れば、中緬国境貿易は中緬両国政府の国境貿易に対する温度差によって頻繁な政策変動の影響を受けているものの、従来のバーター貿易から国境地方間貿易と国境地域経済技術協力などの分野へ、そのカテゴリーが次第に拡大しつつある。また、国境小額貿易といわれながら、国境貿易の金額が「小額」を突破し、1回の取引で数十万ドルを超えるケースも少なくない。さらに、外国市場と国内市場に同時にアクセルできるため、国境貿易の地理的範囲が国境地域に止まらず、内地へ外延化現象は顕著であるといえる。

WTO と CAFTA による関税の引下げなどにより、中緬国境貿易はこれまで減免税などの優遇政策を受けてきたが、今後、通常貿易と同様に取り扱われる可能性が否定できない。しかし、中緬国境地域の経済と社会が同国の経済的中心地域と比べれば、依然として後れている。そのため、国境貿易との貿易方式を完全に無くすのは、現実的には困難だろう。また、中緬両国の国境貿易は規模とレベルにおいて、なおいっそう発展する余地がある。中国から国境貿易を通じて輸入される大量かつ安価な商品の供給がなければ、ミャンマー経済の発展は悲観的なものになろう。2010年、ミャンマーは、内政・国際関係などを争点に、総選挙実施を向かえ、大きな転換期に直面するだろう。しかし、欧米諸国がミャンマーに対する経済制裁を解除しない限り、ミャンマーは、国内の経済と産業を維持するために、中国との国境貿易を継続して、発展を志向するのではないか。中緬両国は、21世紀の国境貿易の持続可能な発展に対応して、

下記の各分野に着手することが考えられるのである。

まず、両国は異なる資源の特質、経済構造と産業技術のレベルに応じて、国境貿易関係を拡大する。国境貿易に関するカテゴリーは、従来の貿易から国境地域経済技術協力などの分野に拡大されていくだろう。重要な協力分野としては、生物資源、鉱物資源および観光資源の再開発が挙げられる。具体的にいえば、ミャンマーは、自然資源は豊富であるが、産業基盤は弱く、技術レベルは遅れている。中国は、資金、技術、マネジメントなどの面において比較的優位な立場をして、工事請負、派遣労働、資源開発および製造業の協力を深めることができる。とりわけ中国では、今後、資源不足の問題が益々深刻なものになるだろう。それゆえ、中国の経済発展に不可欠な木材、鉱産物、天然ガス等の資源および農林水産物の入手にとって、ミャンマーは有力な供給先だといえる。そのため、ミャンマーからどれぐらいの資源または一次産品を獲得できるかは、中国の高度経済成長を維持する重要な課題といえる。

現在、中緬国境貿易関係は、従来のバーター貿易から国内外の市場と資源を最大限利用したインフラ整備、産業協力、技術移転、人材育成などの多岐にわたる分野へ発展し、中小企業に関わる小規模な協力プロジェクトから、大手企業に関わる大型協力プロジェクトへ変わりつつある。中国は、WTO 加盟以来の関税引き下げ、EHP の適用および CAFTA の発足などを経て、大幅な関税制度改革を実現した。CAFTA の関連協定および大メコン圏（Greater Mekong Subregion: GMS）における越境交通協定（Cross-border Transport Agreement: CBTA）に基づき、中緬両国の貿易自由化を促進し、関税、貿易、決済、人的往来などの分野の合理化に着手し、越境制度の障害を取り除き、国境地域における貿易・投資・経済技術協力を円滑化させている。雲南省とミャンマーを結合する国際ルートが整備されれば、中国からミャンマーに対する産業のシフト、下請け発注等の形態も今後拡大する可能性が生じてくる。これをもって、中緬国境地域の産業レベルを平準化できよう。その他、中緬両国は国境地帯における国境自由貿易区の整備を加速させ、国境地域における加工貿易、トランジット貿易、技術

貿易、サービス貿易などを含む経済活動全般をさらに活発化させることが可能になる。

かくて、雲南省における陸路の利便性を十分に発揮し、ミャンマーとの国境貿易を拡大する。過去の統計によれば、雲南省からミャンマーに輸出された商品の85%は雲南省以外の全国各地の商品であり、ミャンマーから輸入された商品の90%は中国国内のその他の地域に販売されていた。ミャンマーとの貿易関係について、その需要を充たす商品を輸出し、ミャンマーの一次産品を輸入し、かつ、中国の内地に搬送し、付加価値の高い製品を作り上げた後、輸出するまたは国内市場に販売する。内陸に位置する雲南省にとって、ミャンマーを通過してインド洋に接続する直通ルートの開設は、従来のマラッカ海峡ルートよりも、3000kmないし5000km短縮されることになる（李嘉廷 [2000:21]）。移動時間も従来の3分の2となる。かつ、輸送運賃は従来の半分以上節約できるだろうとの試算がある。それゆえ、ミャンマーに接続するインフラ整備を積極的に推進することは、将来において、雲南省にとって計り知れない利益をもたらすことが期待されるのである。雲南省は、GMS 経済協力および西部大開発などの恩恵を受けながら、ミャンマーと接続する道路と鉄道の整備を強力に推し進めている。また、雲南省では、イラワジ川水陸複合輸送ルートの整備作業も進められている⁴⁹。現在、昆明からG56号高速道路（杭州—瑞麗高速、以前の国道320号線）を西走すれば半日以内でムセに入ることができる。沿線に沿う楚雄（Chu Xiong）、大理、保山などの都市は、いずれも人口が多く、経済力が比較的強い都市である。そして、雲南省は、最終的には、昆明—マンダレー—ヤンゴン経済回廊建設を構想している。

中国は、今後も、地政学的な立場からミャンマーを重要視し、ミャンマーに関わる国内・国際情勢を慎重に探りながら、ミャンマーとの協力関係を発展させ、対ミャンマー国境貿易をさらに拡大していくことは推測に難しくない。また、将来には、中緬

⁴⁹ 当該ルートは、昆明—瑞麗—バモー—ヤンゴン間における道路、鉄道、水路、国境ゲート、積替え港およびインド洋に入る水陸複合輸送ルートを指す。これが完成すれば、太平洋、インド洋の两大洋および中国、東南アジア、南アジア三大市場を繋ぐ最も効率的な複合輸送ルートとなり、中国の西南地域がASEAN、南アジア諸国との貿易を容易にする陸路運輸条件を創出する。なお現在、中緬両国政府は水陸複合輸送協定について協議していることを付記する。

国境地域におけるインフラ整備などの完成を受けて、新たな国境経済圏が形成することも予測される。今や、われわれは国境経済圏の形成を見て、GMS、さらには CAFTA といった広大な経済圏形成の可能性を視野に入れて、国境経済圏を考察できる段階にあるのではないだろうか。

付 表

表 8 中緬貿易額の推移（単位：100 万ドル、％）

年	輸出入総額	総額伸び率	輸出額	輸出伸び率	輸入額	輸入伸び率	貿易収支
1988	271	—	134	—	137	—	△3
1989	314	15.9	188	40.5	126	△8.0	62
1990	328	4.4	224	19.1	104	△17.4	120
1991	392	19.8	286	27.8	106	1.8	180
1992	390	△0.4	259	△9.4	131	23.9	128
1993	490	25.4	325	25.3	165	25.5	160
1994	512	4.7	369	13.7	143	△13.0	226
1995	768	49.7	618	67.4	150	4.3	468
1996	658	△14.2	521	15.7	137	△8.1	384
1997	644	△2.3	570	9.4	74	△46.6	496
1998	576	△10.4	514	△9.8	62	△15.5	452
1999	509	△11.8	407	20.1	102	63.9	305
2000	621	22.2	496	22.1	125	△7.0	371
2001	632	1.7	497	0.2	135	7.5	362
2002	862	36.4	725	45.7	137	1.5	588
2003	1080	25.3	910	25.6	170	23.8	740
2004	1146	5.5	939	3.1	207	22.1	732
2005	1209	6.1	935	△0.4	274	32.6	661
2006	1460	20.8	1207	29.1	253	△7.7	954
2007	2077	42.3	1699	40.8	378	49.4	1321
2008	2625	26.4	1978	16.4	647	71.2	1331

（出所）中国税関統計。

表9 雲南省對外貿易額の推移（単位：100万ドル、%）

年	輸出入総額	総額伸び率	輸出額	輸出伸び率	輸入額	輸入伸び率
1980	110	—	96	—	14	—
1985	210	90.9	129	34.4	81	478.5
1987	342	62.9	262	103.1	80	△1.2
1988	444	29.8	342	30.5	102	27.5
1989	547	23.2	374	9.4	173	69.6
1990	548	0.1	434	16.0	114	△34.1
1991	551	0.5	401	△7.6	150	31.6
1992	671	21.8	467	16.5	204	36.0
1993	840	25.2	523	12.0	317	55.4
1994	1344	60.0	910	74.0	434	36.9
1995	1896	41.1	1215	33.5	681	56.9
1996	1922	1.4	1096	△9.8	826	21.3
1997	1937	0.8	1172	6.9	765	△7.3
1998	1903	△1.8	1174	0.2	729	△4.7
1999	1659	△12.8	1034	△11.9	625	△14.2
2000	1813	9.3	1175	13.6	638	2.1
2001	1989	9.7	1244	5.9	745	16.8
2002	2226	11.9	1429	14.9	797	7.0
2003	2668	19.9	1677	17.4	991	24.3
2004	3748	40.5	2339	39.5	1509	52.3
2005	4738	26.4	2641	12.9	2097	39.0
2006	6231	31.5	3391	28.4	2840	35.4
2007	8780	40.9	4736	39.7	4044	42.4
2008	9599	9.3	4987	5.3	4612	14.0

（出所）雲南省統計局 [2009:363]。

表 10 雲南省の対ミャンマー・ラオス・ベトナム国境貿易（単位：100 万米ドル、％）

年	輸出入総額	総額伸び率	輸出額	輸出伸び率	輸入額	輸入伸び率
1990	225.7	—	150.9	—	74.8	—
1991	240.3	6.5	158.6	5.1	81.7	9.2
1992	343.1	42.8	231.2	45.8	111.9	37.0
1993	407.0	18.6	297.4	28.6	109.6	△2.1
1994	245.9	△39.6	139.6	△153.1	106.3	△3.0
1995	217.6	△11.5	106.0	△24.1	111.6	5.0
1996	136.5	△37.3	45.4	△157.2	91.1	△18.5
1997	74.1	△45.7	42.0	△7.5	32.1	△264.7
1998	130.9	76.7	89.0	111.9	41.9	30.5
1999	287.8	119.9	231.8	160.4	56.0	33.7
2000	356.2	23.8	278.0	19.9	78.2	39.6
2001	345.9	△2.9	230.1	△17.2	115.8	48.1
2002	368.0	6.4	230.9	0.3	137.1	18.4
2003	419.3	13.9	252.8	9.5	166.5	21.4
2004	524.1	25.0	308.7	22.1	215.4	29.4
2005	654.7	24.9	385.6	24.8	269.1	24.9
2006	776.5	18.6	465.4	20.7	311.1	15.6
2007	1011.0	30.2	567.7	22.0	443.3	42.5
2008	1201.1	18.8	572.5	0.8	628.6	41.8

（出所）雲南省統計局〔2001-2009〕の統計に基づき換算。

参考文献

<日本語文献>

- 工藤年博 [2006a] 「ミャンマー：経済支える中国との国境貿易」（『ジェトロセンサー』、2006年8月号、p.18）。
- [2006b] 「中国依存強めるミャンマー経済—厳しさを増す国際環境の中で」（『アジア研ワールド・トレンド』、No.131、2006年8月、pp.20-23）。
- [2008] 「メコン地域における国境経済圏の可能性—低開発国の新たな発展戦略」（石田正美編『メコン地域開発研究—動き出す国境経済圏』調査研究報告書、アジア経済研究所、pp.1-44）。
- [2009] 「ミャンマーの国境貿易—中国とタイの国境から—」（『国際情勢紀要』、No.79、2009年2月、pp.127-151）。
- 国際金融情報センター [2005] 『ミャンマーの国境貿易：国際的な関金システムの実態』（トピックスレポート、国際金融情報センター、2005年12月1日）。
- 高村三郎・毛利卓 [1984] 『国境貿易—東南アジア陰の経済』（弘文堂）。
- 畢世鴻 [2005] 「雲南の開発—その問題と展望」（『科学』、2005年4月号、pp.470-474）。
- [2006] 「中国雲南省と近隣諸国との越境交渉」（白石昌也編『インドシナにおける越境交渉と複合回廊の展望』、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科、pp.159-180）。
- [2008a] 「ミャンマーと中国の経済協力関係」（工藤年博編『ミャンマー経済の実像—なぜ軍政は生き残れたのか—』アジア研選書 No.12、アジア経済研究所、pp.167-199）。
- [2008b] 「中国雲南省とラオス、ミャンマー、ベトナム国境地域の経済活動」（石田正美編『メコン地域開発研究—動き出す国境経済圏』調査研究報告書、アジア経済研究所、pp.181-214）。
- [2010] 「雲南から見た中緬国境」（『アジア研ワールド・トレンド』、No.172、2010年1月号、pp.41-44）。
- 水野敦子 [2004] 「ミャンマーと中国の経済協力関係」（『季刊経済研究』、第27巻第1・2合併号、2004年9月、大阪市立大学経済研究会、pp.175-200）
- ミャンマー総合研究所 (MEMI) [2009] 「中国との国境貿易で銀行を利用」（『ミャンマーニュースレター』、2009年12月号、p.11）。

< 英語文獻 >

Central Statistical Office, Ministry of National Planning [1951] *Quarterly Bulletin of Statistics, First Quarter, 1951*.

Hsiao Liang-lin [1974] *China's Foreign Trade Statistics, 1864-1949*, Cambridge, Harvard University Press.

International Crisis Group [2009], "China's Myanmar Dilemma", *Asia Report N° 177*, 14 September 2009.

Kudo Toshihiro [2006], "Myanmar's Economic Relations with China: Can China Support the Myanmar Economy?", *Discussion Paper of Institute of Developing Economies*, No.66 (July).

Robert H. Taylor [1973], "Foreign and Domestic Consequences of the KMT Intervention in Burma", *Data Paper: Number 93, Southeast Asia Program Department of Asian Studies*, Cornell University.

< 中國語文獻 >

車志敏 [1995] 『雲南省跨世紀發展戰略研究·貿易篇』(雲南科技出版社)。

陳菲 [1995] 「中緬邊境貿易的過去、現在与未来」(『國際貿易問題』、1995 年第 8 号、pp.59-61)。

陳輝 [2008] 「区域經濟一体化对我国邊境貿易影響分析」(『現代商貿工業』、2008 年第 9 号、pp.122-123)。

陳喬之 [2001] 『冷戰後東盟国家对華政策研究』(中国社会科学出版社)。

德宏年鑑編輯部 [2007] 『德宏年鑑(2007)』(德宏民族出版社)。

鄧小平外交思想學習綱要編寫組編 [2000] 『鄧小平外交思想學習綱要』(世界知識出版社)。

格桑頓珠 [2001] 『邊貿興邊強國富民—来自雲南邊境貿易的調查報告』(『今日民族』、2001 年第 12 号、pp.4-9)。

郭今吾 [1986] 『經濟大辭典(商業經濟卷)』(上海辭書出版社)。

韓念龍編 [1990] 『当代中国外交』(中国社会科学出版社)。

賀聖達 [1992] 『緬甸史』(人民出版社)。

和志強 [2006] 『20 世紀 80—90 年代雲南經濟發展宏觀決策回顧』(雲南人民出版社)。

黑河市委·市政府視察团 [2001] 「赴雲南姐告邊境貿易区考察報告」(『黑河學刊』、2001 年第 5 号、pp.34-36)。

宏研 [2004] 「中緬邊貿人民幣結算情況」(『雲南金融』、2004 年第 2 号、pp.28-29)。

黃光成·孫可欽 [2003] 「從姐告邊貿区看邊貿發展」(『東南亞』、2003 年第 1 号、pp.16-21)。

李常林·陳真 [2003] 「論 WTO 框架下的雲南邊境貿易」(『雲南社会科学』、2003 年第 5 号、pp.20-23)。

- 李淳燕 [2007] 「中緬發展口岸經濟論—紀念中緬邊民聯歡 50 周年」 (『雲南財貿學院學報 (社會科學版)』、2007 年第 1 号、pp.19-22)。
- 李河流 [1990] 「中緬邊境貿易現狀」 (『改革與戰略』、1990 年第 2 号、pp.63-67)。
- 李懷明 [2002] 「充分利用“境內關外”政策提中緬開放經濟能力」 (『創造』、2002 年第 9 号、pp.24-25)。
- 李嘉廷 [2000] 「建設國際大通道、帶動雲南經濟大發展」 (『求是』、2000 年第 13 号、pp.20-21)。
- 李潔·趙雲忠 [1997] 『雲南外向型經濟』 (德宏人民出版社)。
- 李茂興·施本植 [1992] 『邊境貿易理論與實務』 (德宏民族出版社)。
- 林錫星 [1997] 「中緬邊貿關係」 (『國外社會科學情況』、1997 年第 1 号、pp.31-35)。
- 歐陽國斌 [1998] 『雲南經濟年鑑』 (中國統計出版社)。
- 邵源春·于敏 [2004] 「雲南省邊境貿易轉型期的困境與對策」 (『東南亞縱橫』、2004 年第 7 号、pp.18-20)。
- 邵允振·範宏偉 [2005] 「中緬建交前後兩國經貿關係述論」 (『南洋問題研究』、2005 年第 4 号、pp.77-84)。
- 王介南 [2004] 「緬中關係與我國西南周邊安全」 (『世界政治與經濟論壇』、2004 年第 4 号、pp.57-60)。
- 王仕蓮 [2000] 「雲南省邊境貿易的下滑原因及相關對策」 (『世界地理研究』、2000 年第 3 号、pp.57-60)。
- 王舒宇 [2007] 「中緬邊貿、產業連動與邊貿產品加工」 (『西南民族大學學報 (人文社會版)』、2007 年第 3 号、pp.198-202)。
- 尹以莊 [2008] 「對中緬邊境貿易結算問題的思考」 (『發展與研究』、2008 年第 1 号、pp.1-6)。
- 于國政 [1997] 『中國邊境貿易理論與實務』 (中信出版社)。
- 雲南省交通運輸公路交通史編審委員會編 [1995] 『雲南公路運輸史 (第一冊)』 (人民交通出版社)。
- 雲南省歷史研究所 [1954] 『中國與緬甸友好關係史資料匯編 (第 2 卷第 2 分冊)』。
- 雲南省統計局 [1990-2009] 『雲南統計年鑑』 (中國統計出版社)。
- 張麗君 [2006] 『毗鄰中外邊境城市功能互動研究』 (中國經濟出版社)。
- 張麗君·王玉芬 [2008] 『民族地區和諧社會建設與邊境貿易發展研究』 (中國經濟出版社)。
- 趙廷光 [1998] 『雲南跨境民族研究』 (雲南民族出版社)。
- 中國稅關總署辦公廳 [2001] 『中國舊稅關史料 (1898—1948)』 (京華出版社)。
- 中國社會科學院、中央檔案館 [1994] 『中華人民共和國經濟檔案資料選編：對外貿易卷 (1949—1952)』 (經濟管理出版社)。

中華人民共和国外交部 [1960] 『中華人民共和國条約集：第3集（1954年）』（法律出版社）。
中華人民共和國駐曼德勒總領事館經濟商務室 [2002] 『中緬主要通商口岸和通道表』（2002年3月）。

周域 [1999] 『雲南沿邊開放和社会穩定發展』（雲南人民出版社）。

朱振明 [2000] 「雲南与隣国の辺境貿易及其發展」（『雲南社会科学』、2000年第6号、pp.53-59）。

<ウェブサイト>

ジェトロ：http://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/trade_03/（2009年4月1日参照）。

雲南新聞網：<http://www.yunnan.com.cn/news/yn2001/01022710.htm>（2001年2月26日掲載）。

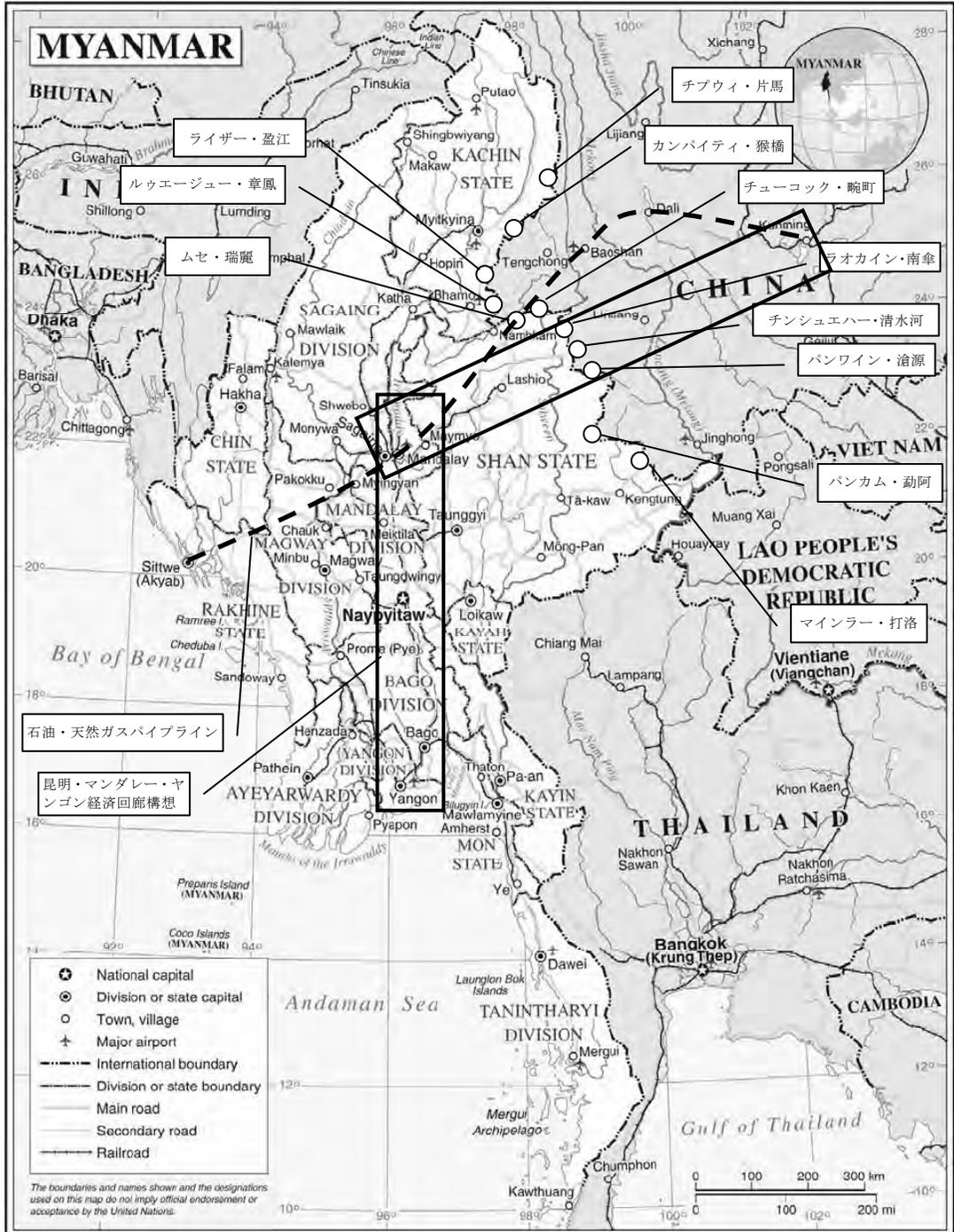
新華社：http://news.xinhuanet.com/fortune/2009-10/19/content_12268423.htm（2009年10月19日参照）。

新華社：http://news.xinhuanet.com/fortune/2009-12/15/content_12651301.htm（2009年12月15日参照）。

中国国際投資貿易フェア：<http://www.chinafair.org.cn/china/Forum/7th/html/jt/c19-5.htm>（2003年9月10日掲載）。

中国外交部：http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/gjhdq/gj/yz/1206_23/1207/t23684.htm（2003年7月1日掲載）。

中緬国境地域周辺地図



(出所) United Nations [2008] map No.4168 Rev.2 に基づき加筆作成。

あとがき

筆者は、2009年8月から2010年2月まで、日本貿易振興機構アジア経済研究所（IDE-JETRO）の海外客員研究員として、「ミャンマーと中国の国境貿易に関する研究」を行った。本論文はアジア経済研究所からのサポートを受けた研究成果である。

日本滞在中、国際交流・研修室の方々から日常の研究生活に協力していただき、図書館の担当者らは資料の検索などの利便を提供していただいた。そして、日本貿易振興機構、貿易研修センター、世界政経調査会、ミャンマー総合研究所、日本タイ協会、読売新聞、時事通信社、日本放送協会、東京外国語大学、亜細亜大学、法政大学、早稲田大学、東京大学、立命館大学、近畿大学、大阪産業大学、中央大学、山梨学院大学、一橋大学など諸機関の研究者・担当者らと交流を深めることができ、かつ貴重な意見をいただき、論文の執筆に重要な示唆を得られた。

本論文の執筆に当たって、アジア経済研究所におけるカウントパートである工藤年博氏が論文の枠組みについて相談に乗り、かつ貴重なデータを提供し、適切なアドバイスを下さった。また、本研究の計画発表および成果発表などの段階において、同研究所の恒石隆雄氏、渡邊真理子氏、佐々木智弘氏、久保公二氏、中西嘉宏氏、青木まき氏、初鹿野直美氏、丁可氏、ケオラ・スックニラン氏らから適切なアドバイスをいただいた。さらに、論文の修正過程において、奈良在住の田中嘉明氏から詳細なコメントを加えていただいた。

本研究は、多くの方々から暖かく見守ってくださったもとの完成できたものである。上記を記して、心から感謝の意を表したい。また、文章のなかにある誤りは、筆者自身の責任に帰するものである。

2010年2月

著者紹介

名前 (Name) 畢世鴻 (ひつ せこう、BI Shihong)

E-mail: bishihong1973@hotmail.com

1992－1996年 国際関係学院、学士

2000－2002年 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科、国際関係学修士

2006－2007年 早稲田大学客員研究員

2003年－現在 雲南大学東南アジア研究所准教授・GMS研究センター副主任

専門分野

東南アジアの国際関係、大メコン圏の地域協力、日本と東南アジア諸国の政治・経済関係

主要論著

『豊田一兆日元利潤的経営哲学』（訳著）、雲南人民出版社、2004年。

『インドシナにおける越境交渉と複合回廊の展望』（研究成果報告書・共著）、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科、2006年。

『東盟科技発展与対外科技合作』（共著）、雲南大学出版社、2006年。

『越南政治経済制度研究』（訳著）、雲南大学出版社、2006年。

『ミャンマー経済の実像：なぜ軍政は生き残れたのか』（共著）、アジア経済研究所、2008年。

『メコン地域開発研究－動き出す国境経済圏』（調査研究報告書・共著）、アジア経済研究所、2008年。

『投資東盟－越南』（共著）、雲南教育出版社、2008年。

『GMS研究2008』（共著）、雲南大学出版社、2008年。

『大湄公河次区域経済走廊建設研究』（共著）、雲南大学出版社、2009年。

『GMS研究2009』（共著）、雲南大学出版社、2009年。

「雲南の開発－その問題と展望」（『科学』2005年4月号）。

「日本与東盟科技合作研究」（『東南亜縦横』2005年第6期）。

「メコン経済圏開発協力における中国雲南省の関わり」（『大阪産業大学経済論集』2006年第2号）。

「日本対湄公河地区経済合作的援助政策」（『東南亜』2007年第2期）。

「泰国与越南在湄公河地区的合作与競争」（『東南亜研究』2008年第1期）。

「冷戦後日本の大湄公河次区域政策及其行動選択研究」（『東南亜研究』2009年第3期）。

「雲南からみた中緬国境」（『アジ研ワールド・トレンド』2010年1月号）。